

史 跡 江 戸 城 外 堀 跡
保 存 管 理 計 画 書

平成20年 3 月

千代田区
港 区
新 宿 区

序

史跡江戸城外堀跡は、寛永13（1636）年に全国の諸大名に命じて築かれた近世城郭最大の規模をほこる江戸城の惣構の一部です。江戸城外堀は、近代以降の交通網の整備など都市利用変化に対応して変貌を余儀なくされてきましたが、その一部が昭和31年に史跡指定され、特別史跡江戸城跡や史跡常盤橋門跡とともに保護されてきたことは、江戸の都市構造を基盤とする東京都心にとって地域を知るための大きな財産となっています。今でも史跡地内には江戸城の堀や土手、石垣、城門が残り、これらから都市東京の成り立ちや江戸時代以来の政治の中心として推移した歴史を知ることができます。また、史跡地内は水辺や緑のある貴重な景観を残しており、稠密な都心にあって、ゆとりのある空間として、訪れる人々に潤いと安らぎを与えています。

本史跡の保存管理計画は、近代都市化のなかで歴史的空間として継承されてきた江戸城外堀を広く社会的な認知を得て、次代に引き継ぐための保存や整備・活用を図り、都市再生における重要な役割を担う歴史的資産として位置づけるための方策を検討した成果です。この度、文化庁、東京都教育委員会の助言のもと、千代田区、港区、新宿区が協力をして本史跡の保存管理計画を策定できたことは、地域の文化財は地域の手で守るという意味で大変意義深いものと考えています。

末筆となりましたが、本保存管理計画の策定にあたっては、多くの方々、機関等にご指導、ご協力をいただきました。ご多忙にもかかわらず策定委員会にご参画いただきました委員長をはじめ各委員、助言者、土地所有者代表など関係各位のご尽力に対して、お礼を申し上げます。今後は、この計画に基づいて、本史跡の保存・整備活用を推進してまいります。

平成20年 3 月 千 代 田 区
港 区
新 宿 区

例 言

1. 本書は、東京都千代田区・港区・新宿区に位置する国指定史跡江戸城外堀跡の保存管理計画書である。
2. 本保存管理計画は、千代田区・港区・新宿区（以下、3区という）の協同により策定した。その費用負担は、史跡面積比に基づき、千代田区が事業主体となり、国および東京都の補助金を受けて行なった。
3. 本保存管理計画は、3区が取り交わした協定書および策定委員会設置要綱に基づき、「史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員会」による協議、検討によりまとめられたものを、3区の教育委員会が所定の手続きを経て策定したものである。
4. 策定に関わる事務は、千代田区教育委員会事務局こども・教育部こども総務課文化財主査（平成18年度まで 同図書文化財課文化財主査）、港区教育委員会事務局図書・文化財課文化財係、新宿区教育委員会事務局生涯学習振興課文化財係が担当し、環境調査等の関連業務を株式会社文化財保存計画協会に委託した。
5. 史跡指定地の測量は、昭和株式会社に委託した。
6. 本史跡の植生に関わる調査の一部は、京都学園大学バイオ環境学部教授 中川重年氏にご協力をたまわった。
7. 本保存管理計画の策定にあたり、以下の機関および方々から多大なご協力とご指導をたまわった。（敬称略・順不同）
文化庁文化財部記念物課、文部科学省大臣官房会計課、東京都教育庁生涯学習部計画課文化財保護係、東日本旅客鉄道株式会社東京支社、ホテルニューオータニ、グランドプリンスホテル赤坂、環境省自然環境局皇居外苑管理事務所、東京国立博物館、江戸東京博物館、東京都立中央図書館、東京都水道歴史館、真田宝物館、鉄道博物館、霞が関7号館PFI株式会社
五味盛重（財団法人文化財建造物保存技術協会参与）、田中哲雄（東北芸術工科大学教授）、亀田駿一、石黒敬章
8. 本書は、3区教育委員会文化財担当所管課および行政情報担当、図書館本館に常置する。
9. 本書の「外堀」の表記は、原則として史跡名の「堀」を使用したのが、外濠川、外濠公園など固有名詞は、それに従った。
10. 本書作成に伴い、東京国立博物館、江戸東京博物館、都立中央図書館、東京都水道歴史館、真田宝物館、鉄道博物館、石黒敬章氏より資料掲載の許可を得た。
11. 本書の無断転載を禁じます。写真・図版等の掲載にあたっては、千代田区立四番町歴史民俗資料館（千代田区四番町一 電話03-3238-1139）に連絡のうえ、許可を得て下さい。

目 次

序 文 例 言

I. 保存管理計画策定の経過と目的	1
1. 計画策定の経緯と経過	1
(1) 計画策定の沿革	1
(2) 計画策定の経過	2
(3) 計画策定の体制	6
2. 計画の目的	7
3. 計画書の構成	7
II. 史跡の概要	9
1. 史跡江戸城外堀跡の位置	9
(1) 江戸城の規模と構成	9
(2) 江戸城外堀の規模と構成	11
(3) 江戸城に関する文化財	11
2. 史跡江戸城外堀跡の指定概要	11
(1) 指定に至る経緯	11
(2) 指定の概要	12
(3) 指定の経過	12
3. その他の江戸城関連の史跡概要	14
(1) 特別史跡江戸城跡	14
(2) 史跡常盤橋門跡	15
【計画編】	
III. 史跡の特性と目標	23
1. 史跡の特性	23
2. 保存管理計画の目標	24
(1) 将来の課題と目標	24
(2) 地区別の目標	27
IV. 保存管理	29
1. 保存管理の基本方針	29
2. 史跡を構成する諸要素	30
(1) 史跡を構成する諸要素の分類	30
(2) 史跡を構成する諸要素の保存管理方法	36
3. 地区区分	39
(1) 地区区分の設定	39
(2) 地区区分ごとの保存管理方法	42
4. 植生管理	53
(1) 植生管理の項目および方法	53
(2) 地区区分ごとの管理内容の設定	56
(3) 植生管理等による環境整備	59
5. 現状変更の取扱いの方針および基準	61
(1) 史跡の現状変更	61
(2) 現状変更を認められない行為	62
(3) 現状変更の取扱い	62
(4) 現状変更許可基準	64
V. 史跡追加指定等の考え方	67
1. 指定地周辺の扱い	67
2. 外堀全体としての取扱い	67
VI. 景観形成の方針	68
1. 景観形成の基本姿勢	68
2. 計画の枠組み	68
3. 江戸城外堀跡を特徴づける景観形成の方針	69
4. 地区・区間別景観形成の方法	70
5. 視点場（眺望点・眺望線）の設定	72

VII. 史跡の整備・活用の方針	74
1. 整備・活用の方針と方法	74
2. 整備（活用）の事例案	79
(1) 見附	79
(2) 土手	82
(3) 堀石垣（虎ノ門）	83
VIII. 事業計画	85
1. 短期事業（概ね5年間）	85
2. 中期事業（概ね5～20年）	85
3. 将来に向けての課題	85
IX. 保存管理および整備・活用の推進体制	90
1. 調査研究活動の体制づくりとその成果の蓄積・公開	90
2. 体制の連携強化	90

【資料編】

X. 江戸城外堀跡の歴史	93
1. 江戸城外堀構築と維持管理	93
(1) 江戸城外堀の構築（近世初期）	93
(2) 江戸城外堀の管理と災害による修復・改変（近世前期～後期）	101
2. 近代以降の江戸城外堀の改変と利用の促進	110
(1) 明治初期の江戸城外堀	110
(2) 明治中後期の江戸城外堀	111
(3) 大正～昭和20年代の江戸城外堀	115
(4) 昭和20年代後半以降の江戸城外堀	120
XI. 史跡の現状	125
1. 歴史的遺産の状況	125
(1) 歴史資料	125
(2) 遺構の保存状況	131
(3) 埋蔵文化財発掘調査成果	143
(4) 江戸城に関わる文化財の保存状況	163
(5) 史跡地周辺の江戸に関連する遺跡の状況	176
2. 社会環境	183
(1) 関連法規制の状況	183
(2) 土地所有状況	190
(3) 土地利用状況	190
3. 自然環境	195
(1) 地形・地質	195
(2) 生態系	197
(3) 水環境	204
4. 景観の状況	205
(1) 地形が生み出す基本的景観の構造	205
(2) 歴史的景観の特性	207
(3) 景観の現状	209
(4) 江戸城外堀を特徴付ける景観	218

【付編】

文化財保護法等に係る規定について

文化財保護法による現状変更等に関する流れ

I. 保存管理計画策定の経過と目的

1. 計画策定の経緯と経過

(1) 計画策定の沿革

国史跡江戸城外堀跡（昭和31年3月26日指定）は、牛込門周辺から赤坂門までの堀水面と土塁、城門枳形石垣の一部が現存する約38ha（ヘクタール）の範囲と、千代田区霞が関三丁目4番地に所在する文部科学省内にある3カ所の虎ノ門に続く堀石垣と外堀通りを挟んだ三井ビル前の櫓台石垣が飛び地として指定されている。江戸城外堀は、明治維新後の市街地化や震災、戦後などで堀は埋められ、土塁・石垣などは撤去されるなか、将軍の居所、政治の中心として我が国最大規模をほこる江戸城の惣構えの旧態を偲ぶことができるとして国史跡として指定された。史跡指定地は、一部埋め立てられるなど堀の景観が損なわれ、外堀の全体像は留めていないが、牛込・市谷間の濠や赤坂付近の弁慶濠では水を湛えた旧態を伝えており、地形を巧みに利用して人工的に築いた部分が概ね形態を留めていること、牛込門、四谷門、赤坂門の枳形石垣が一部残存し、土塁による喰違見附はよく形態を留めていること、虎ノ門では市街化の著しい地域にあって櫓台石垣など外堀沿いの石垣が現存する。

以上のように本史跡は往事の江戸城を伝える文化財ではあるが、東京都心のなかで広大な敷地を有し、また都心を通過する主要な鉄道路線にあたるなど様々な土地利用がなされているため、区域の自治体では常に文化財保護に対する課題と直面してきた。本史跡は千代田区、港区、新宿区の区界にあたるため、東京都とともに各区が連携して区域を超えた広域的な文化財保護の方針を定める必要があったが、これまで個別に史跡の現状変更等に対応してきた。また、将来に向けた課題に記したように、本史跡内の建造物の一部は、文化庁によって現状変更許可条件として期限を付されており、江戸城外堀完成400年を迎える2036年に向かい、史跡整備も視野に入れた保存管理計画を定める必要があった。

こうしたなか、文部科学省用地の史跡は中央合同庁舎第7号館整備等事業にあわせて、千代田区教育委員会による発掘調査を行うとともに、平成16年度から城郭石垣等に関わる有識者による「江戸城外堀跡石垣調査・整備方法に係る検討委員会」を組織し、委員会討議に基づき追加指定地も含めて石垣の保存修理を実施し、平成19年度庁舎整備に合わせて石垣の整備および公開施設を設置した。このように徐々にではあるが、地域の歴史的資産として江戸城外堀跡を保存、整備・活用必要性が認識され、平成17年度に千代田区教育委員会によって「江戸城外堀跡保存管理懇談会」を設置し、史跡江戸城外堀跡の価値を継承するための基本的な方向性や保存・活用の将来像について検討した。

こうした経緯を踏まえ、文化庁と東京都教育委員会の助言を得て、千代田区、港区、新宿区の3区が協力し、国および都の補助金を受けて平成18年度と平成19年度の2ヵ年にわたり、「史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員会」を組織して、計画を策定することとなった。

I. 保存管理計画策定の経過と目的

(2) 計画策定の経過

本保存管理計画は、千代田区、港区、新宿区が協力して策定したが、千代田区が代表して補助金を申請して実施主体となり、3区では協定書を締結して計画を策定するとともに、指定面積にあわせた分担金を2区が負担することとした。平成18年度は、指定地の測量および現況調査（土地所有関係、土地利用状況）、史跡保存状況調査（簡易地質調査）を行い、平成18、19年度の二カ年にわたって策定委員会および作業部会を組織し、6回の委員会により保存管理計画を検討し、その内容を取りまとめ、所定の手続きを経て保存管理計画書を作成した。

1) 事業内容

① 測量

指定地の地形図は、平成16年度に千代田区で実施した測量図を基礎として、未測量の牛込門北側地区と虎ノ門の櫓台石垣の2地点、詳細な地形図が必要な弁慶濠北側地区の測量を実施した。

② 土地利用状況調査

土地所有関係、土地利用状況、地目の状況の調査を実施した。

③ 史跡保存状況調査（地質調査）

土塁の保存状況を把握するため、簡易な地質調査を20カ所で行った。

④ 保存管理計画策定

⑤ 保存管理計画書の作成

2) 三区の協定および史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員会の設置

ア. 協定書

平成18年8月2日付けで、以下のように、3区は計画策定に関する協定を締結した。

史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定に関する協定書

千代田区（以下「甲」という。）、港区（以下「乙」という。）及び新宿区（以下「丙」という。）は、史跡江戸城外堀跡保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）の策定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の管轄区域に存する歴史的文化遺産である国指定史跡江戸城外堀跡の保存・活用・整備の基本方針を定める保存管理計画を策定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（期 間）

第2条 保存管理計画は、平成18年度及び平成19年度の2年間で策定するものとする。

2 この協定の有効期間は、平成20年3月31日までとする。

（組 織）

第3条 保存管理計画策定にあたり、史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、江戸城外堀跡に関し豊かな見識を有する者9名以内で組織する。

3 策定委員会委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

4 策定委員会は、史跡江戸城外堀跡の保存・活用・整備等のあり方について検討し、その結果を「史跡江戸城外堀跡保存管理計画（案）」として報告する。

5 策定委員会には、必要に応じ作業部会を置くことができる。作業部会は、策定委員会委員の他、甲、

乙、丙の関係部門職員で組織する。また、必要に応じ専門的見地から関係者の出席を求めることができるものとする。

6 策定委員会の事務局は千代田区教育委員会に置き、事務局従事者は甲、乙及び丙の文化財担当職員をもって充てる。

7 事務局長は、千代田区教育委員会事務局次長とする。

(業務委託)

第4条 保存管理計画の策定にあたり必要な測量・環境調査等の業務を、民間事業者に委託することができるものとし、委託する事業者の選定については、甲、乙及び丙が協議のうえ選定するものとする。

(補助金及び費用負担)

第5条 保存管理計画策定に係る国及び東京都の補助金は、甲、乙及び丙を代表して甲がこれを請求する。

第6条 保存管理計画策定に要する費用については、甲が一括して契約及び支払いをするものとする。

2 乙及び丙は、保存管理計画策定に要する費用のうち、国及び東京都の補助金を差し引いた国庫補助対象事業費について、乙及び丙それぞれの江戸城外堀跡面積比に基づき、乙7%、丙27%を甲の請求を受けて支払うものとする。

3 前項の金額の算定については、1円未満の金額はこれを切り捨てるものとする。

(保存管理計画の策定)

第7条 甲、乙、丙は、策定委員会から報告のあった保存管理計画(案)を基に保存管理計画を策定し、協力して史跡江戸城外堀跡の保護及び活用の措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、丙が協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結の証として本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月2日

(甲) 千代田区長

(乙) 港区長

(丙) 新宿区長

イ. 設置要綱

上記の協定書に基づき、保存管理計画策定委員会の設置に関して以下の要綱を定めた。

史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員会設置要綱

平成18年9月19日

改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、史跡江戸城外堀跡保存管理計画(以下「保存管理計画」という。)の策定にあたり、千代田区(以下「甲」という。）・港区(以下「乙」という。）・新宿区(以下「丙」という。)が平成18年8月2日に締結した史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定に関する協定書(以下「協定書」という。)第3条に規定する、史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、史跡江戸城外堀跡の保存・活用・整備等のあり方について検討し、その結果を「史跡江戸城外堀跡保存管理計画(案)」として報告するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、江戸城外堀跡に関し豊かな見識を有する者9名以内で組織する。

2 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 副委員長は、委員長が指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

5 策定委員会には、必要に応じ作業部会を置くことができる。作業部会は、策定委員会委員の他、甲、乙及び丙の関係部門職員で組織する。また、必要に応じ専門的見地から関係者の出席を求めることができる。

6 作業部会には、部会長を置く。部会長は、委員のうちから委員長が指名する。

(招集)

I. 保存管理計画策定の経過と目的

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5条 策定委員会の設置期間は、設置の日から平成20年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、千代田区教育委員会に置き、事務局従事者は甲、乙及び丙の文化財担当職員をもって充てる。

2 事務局長は、千代田区教育委員会事務局こども・教育部長とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、甲、乙及び丙の文化財担当職員が協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月22日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

3) 協議経過

ア. 懇談会

①第1回

平成17年10月26日(水) 千代田区役所

- ・ 江戸城外堀跡の概要説明
- ・ 史跡整備・活用のあり方
- ・ 史跡保存状況および史跡の課題

②第2回

平成18年1月27日(金) 千代田区役所

- ・ 現地踏査(牛込門から新見附橋、四ッ谷駅から真田濠)
- ・ 保存管理計画の基本的考え方(保存方針と整備活用の方向性)
- ・ 史跡を活かした街づくりとする方策

③第3回

平成18年3月2日(木) 千代田区立四番町歴史民俗資料館

- ・ 委員報告① 地下鉄南北線の調査によって明らかとなった外堀の歴史
- ・ 委員報告② 土木遺産の活用
- ・ 委員報告③ 佐原の町並み再生
- ・ 委員報告を踏まえて江戸城外堀の活用計画

④第4回

平成18年3月27日(月) 千代田区役所

- ・ 懇談会報告の確認

イ. 策定委員会

①第1回 策定委員会

平成18年9月22日(水) 千代田区役所

- ・ 江戸城外堀跡の概要説明

- ・ 保存管理計画策定の工程説明
- ・ 史跡保存状況および史跡の課題

②第2回 策定委員会

平成18年12月7日（木） 千代田区役所

- ・ 史跡の特性および価値
- ・ 史跡内の構成要素
- ・ 地区区分の考え方

③第3回 策定委員会

平成19年2月16日（金） 千代田区役所

- ・ 保存管理の対象範囲と検討方針
- ・ 保存管理の基本方針
- ・ 本質的価値を構成する諸要素
- ・ 保存管理の方法

④第4回 策定委員会

平成19年8月1日（水） 千代田区役所

- ・ 現状変更の取り扱い方針および基準
- ・ 追加指定等の考え方

⑤第5回 策定委員会

平成19年11月29日（木） 千代田区立四番町歴史民俗資料館

- ・ 保存管理計画の目標
- ・ 景観形成の方針
- ・ 史跡の整備・活用
- ・ 保存管理および整備・活用の推進体制

⑥第6回 策定委員会

平成20年1月18日（金） 千代田区役所

- ・ 保存管理計画の目標
- ・ 計画書素案の確認

ウ. 作業部会

①第1回

平成18年10月6日（金）

- ・ 計画策定のための調査内容と報告書構成
- ・ 史跡特性と保存管理基本方針の基本的考え方
- ・ 構成要素の抽出と地区区分
- ・ 課題の抽出

②第2回 拡大作業部会

平成19年2月2日（金） 千代田区役所

I. 保存管理計画策定の経過と目的

- ・ 史跡保存管理計画の果たす役割
- ・ 江戸城外堀跡を取り巻く課題と保護の対応方針

③第3回

平成19年6月14日（木）

- ・ 平成18年度検討成果の概要
- ・ 平成19年度の検討内容

（3）計画策定の体制

考古学、歴史学、土木工学、都市計画、交通土木等の本史跡の保存等に関係する分野および史跡整備活用に関する識者9名の委員で構成する策定委員会を設置し、計画の検討を行った。また、検討委員会の下に文化財担当職員と委員とで構成する作業部会を置き、検討会の資料作り等を行った。

また、平成17年度に千代田区が実施した「史跡江戸城外堀跡保存管理懇談会」の委員は、北原糸子・窪田亜矢・国分紘子（国分紘子生活研究所代表取締役）・谷川章雄（副座長）・為国孝敏・新谷洋二（座長）・毛利和雄の7名であった。

史跡江戸城外堀跡保存管理計画策定委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
北原 糸子	神奈川大学大学院 歴史民俗資料科学研究科講師	近世史 (作業部会委員)
桐山 桂一	東京新聞・中日新聞論説委員	
窪田 亜矢	工学院大学 建築都市デザイン学科准教授	都市計画（都市景観） (作業部会委員)
谷川 章雄	早稲田大学 人間科学部教授 千代田区・港区・新宿区文化財保護審議会委員	考古学 (副委員長、作業部会長)
為国 孝敏 (平成18年度)	足利工業大学 工学部都市環境工学科教授	交通土木（土木遺産の保全）
新谷 洋二	東京大学名誉教授 元日本都市計画学会会長	土木史・都市計画 (委員長)
古屋 秀樹	東洋大学 国際地域学部国際観光学科准教授	地域計画・観光地計画
毛利 和雄	日本放送協会解説委員	
吉川 勝秀	日本大学理工学部教授 社会交通工学科水環境システム研究室	河川工学・環境計画

助言者

氏 名	所 属
山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
伊藤 敏行	東京都教育庁生涯学習部 計画課事業調整担当係長

事務局

事務局長	千代田区教育委員会事務局こども・教育部長 (平成18年度 千代田区教育委員会事務局次長)
千代田区	教育委員会事務局こども・教育部副参事(文化財担当) こども総務課文化財主査 教育委員会事務局図書文化財課文化財主査(平成18年度)
港区	教育委員会事務局図書・文化財課文化財係
新宿区	教育委員会事務局生涯学習振興課文化財係

オブザーバー

民間土地所有者

東日本旅客鉄道株式会社、ホテルニューオータニ、グランドプリンスホテル赤坂

区関係部局

千代田区まちづくり推進部、新宿区環境土木部・都市計画部

2. 計画の目的

江戸城外堀は、近世の大城郭の一面として推移したが、近代以降都市改変の影響を絶えず受け続けた、首都東京の都市政策と深く関わる構造物であった。本史跡が保存された背景には、文化財としてだけではなく、江戸の風致を残す地域としての位置づけも大きい役割を果たしてきた。本史跡の特徴は、堀や土手、石垣など遺構が地上に露出して残され、多くの人たちがその歴史性を認識できる点にある。

本保存管理計画は、以上の歴史や史跡の特徴を踏まえて、国史跡江戸城外堀跡を適切に保存し、次代に継承することを目的として策定するものである。そのため本計画では、本史跡を取り巻く歴史や現状を踏まえて、史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存するための方針や方法、現状変更の取り扱いについて定めた。さらに史跡地を中心としたより良い歴史的環境の保全を図るため、整備活用の方針や周辺地域も含めた景観形成の方針も合わせて検討し、史跡地の整備・活用などを含めた目標を示した。本計画は、関係者の協力のもと行政上の指針として位置づけるものである。

3. 計画書の構成

前述の目的を踏まえて、本保存管理計画書作成にあたっては、次のような構成とした。まず、本計画実施のための【計画編】と、計画策定の前提となる史跡地の沿革と現況を【資料編】とし

I. 保存管理計画策定の経過と目的

てまとめた。

【計画編】は、本計画の軸となる「保存管理」「追加指定等の考え方」と、今後の史跡整備活用計画のもととなる「景観形成の方針」「史跡の整備・活用の方針」を定め、それらを統合して本保存管理計画で達成する目標像を「史跡の特性と目標」に記載した。「史跡の特性と目標」では史跡の概要および現状によって明らかとなった文化財としての価値に基づいて、史跡地の保護に対する目標像を定めた。「保存管理」では資料編の「歴史遺産の状況」に基づいて史跡を構成する諸要素を特定し、本質的価値を明確化した後に各要素の適切な保存管理の方法を示した。さらに史跡地は歴史的な環境や文化財の保存状況が多様であるため、地区区分を行ったうえで地区ごとの保存管理方法を示した。「追加指定等の考え方」「景観形成の方針」と「史跡の整備・活用の方針」では、史跡地以外も含めた江戸城外堀などの保護方法や、史跡地の公開・活用、さらには外堀を巡る景観など周辺環境の保全方法を記載した。終章には事業計画及びその推進体制を記載した。

【資料編】では「史跡江戸城外堀跡の歴史」と「史跡の現状」をまとめた。前者は、江戸城外堀構築から近代の外堀跡の保存に至る歴史を記載した。特に戦前の埋立て問題と外堀跡保存の議論は、本史跡保全するうえで重要な視点となる。

「史跡の現状」は、歴史遺産の状況、社会環境、自然環境、景観の状況の4項目を整理した。

「歴史遺産の状況」は、発掘調査状況や遺構保存状況、地形の改変を記載し、計画編の諸要素の特定やその分布、保存管理計画の前提となるものである。「社会環境」では、本史跡の多様な利用状況を把握するため、土地利用状況と所有状況で整理し、史跡保存に対する課題など記載した。

「自然環境」と「景観の状況」は、歴史的な推移と現状把握という点でまとめ、その分布状況を把握した。これらの4項目は、史跡地の保存および改変の状況を把握するもので、計画編を定めるうえでの基礎資料である。

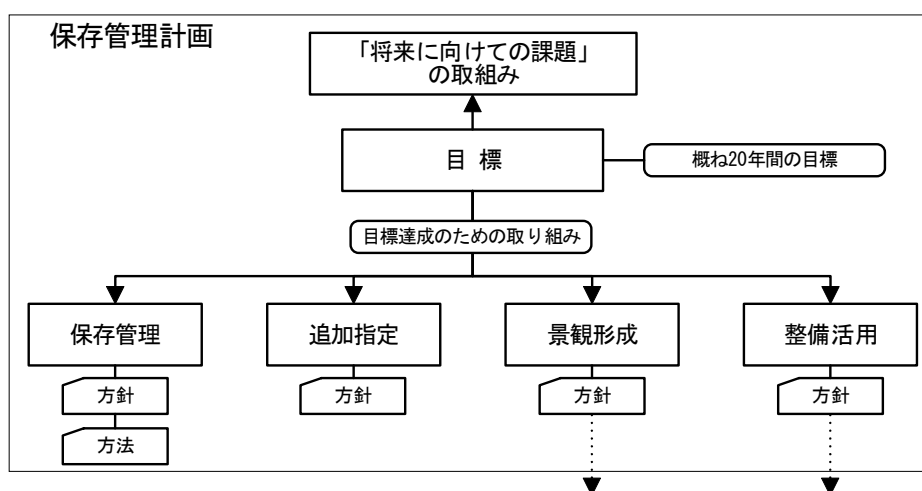


図1-3-1 計画の構成と内容

II. 史跡の概要

1. 史跡江戸城外堀跡の位置

(1) 江戸城の規模と構成

1) 江戸城の規模

江戸城は、慶長9年(1604)から寛永13年(1636)に至る約30年に及ぶ諸大名の御手伝普請(天下普請)によって完成した近世最大の城郭である。その立地は、武蔵野台地端部から東方に広がる沖積地を内郭に取り込んだ「平城」もしくは「平山城」といわれる。

江戸期の史料によると、江戸城内郭で周囲約2里、東西21町、南北17町、外郭で約4里、東西約50町、南北約35町になるといい、『東京市史稿 皇城編I』による江戸城内郭の規模は、本城(本丸、二の丸、三の丸)が93,809坪、旧西城68,385坪、吹上130,568坪などを合わせて内郭全体が約306,760坪となる。外郭を含めると、およそ3,932,500坪となる巨大な城で、他の大名居城をはるかにしのぐものであった。

2) 江戸城の構成

江戸城の構成は、本丸、二の丸、三の丸を「本城」(将軍の居所、幕府の政庁)とし、西の丸や山里丸、紅葉山を「西城」(前将軍の隠居所、世嗣の住居)とし、それを取り巻く吹上(御三家などの屋敷、のち庭園)、北の丸(蔵、親藩、譜代大名などの屋敷)、西の丸下(幕府要職大名の屋敷)を含めて「内郭(曲輪)」といい、さらにその外側には外堀があり、その内側にある大手門前や大名小路など大名の屋敷地や番町の旗本居住地など城下町も取り込んで「外郭(曲輪)」が形成され、これらを総称して「惣構(そうがまえ)」^{※1}と呼んでいた。

江戸城全体の縄張りには、本丸を中心とした本城と西の丸の西城を主要な郭とし、その外縁に吹上や北の丸、西の丸下といった内郭を配置した梯郭式あるいは輪郭式となり、さらに外堀を巡らした構成を含めると、時計回りの螺旋状に囲われることから、渦郭式とも呼ばれる。このように江戸城の構造は、他の城郭とは異なりひとつの形式では割り切ることができないほどの複雑な構成となっている。

3) 江戸城の地形特性

江戸城内郭のある地形は、北の丸から本丸に至る台地と吹上から西の丸に至る台地の二つの台地に立地し、半蔵濠や千鳥ヶ淵を開削することで一続きの台地を区切り、千鳥ヶ淵から蓮池濠に至る谷などを取り入れて内堀を築いている。江戸城はこうした自然地形を利用しながら縄張りされており、高台に立地する北の丸から吹上に面した北方と西方の堀は、谷などを利用して台地を切り取ることで、深い堀と土塁による要害としていた。一方、低地に面する本城周辺では、厚さ10mに達する盛土によって郭を創出して石垣による高い塁壁を作り出している。

Ⅱ. 史跡の概要



(2) 江戸城外堀の規模と構成

江戸城外堀は、東方の堀では神田川（かつての平川）を利用するとともに、西方の堀では台地に刻まれた神田川支谷と溜池の谷という、二本の谷筋を利用して構築された。外堀の範囲は、江戸城東方の雉子橋から時計回りに常盤橋を経て数寄屋門、虎ノ門に至り、溜池を介して赤坂門から牛込門に至る。さらに小石川橋付近で神田川に合流し御茶の水を通り浅草橋に至る、延長約14kmの長大な堀であった。

(3) 江戸城に関する文化財

江戸城に関する文化財としては、特別史跡江戸城跡のほか、常盤橋門跡、江戸城外堀跡が国史跡に指定されており、江戸城内堀にある旧江戸城外桜田門、田安門、清水門が国重要文化財（建造物）に指定され、保護されている。

江戸城跡は、皇居および皇居外苑、北の丸に残る江戸城内堀の濠、土塁、石垣および城門や現存する歴史的建造物が昭和35年に国史跡（昭和38年特別史跡）に指定されている。常盤橋門跡は、近代以降江戸城外郭門が交通上の支障などによって取り壊されていった中で、枳形門の形状を留める遺構として特に貴重であるため、明治10年架橋石橋の常盤橋とともに昭和3年に史跡指定された。

江戸城外堀跡の史跡指定地は、赤坂門から牛込門に至る江戸城西方の堀を主体とし、飛び地として虎ノ門周辺に点在する石垣が指定されている。指定地は延長約4km（約38ha）となり、惣構^{※1}全体からするとおよそ30%である。これは昭和30年代当時に残存していた範囲を主体に指定したためであった。史跡指定地（以下「史跡地」という）は、我が国最大規模をほこる江戸城のなかで、地形を巧みに利用して人工的に築いた堀が水を湛えた旧態で残り、牛込門、四谷門、赤坂門は枳形石垣が残存し、また喰違はよく形態を留めている。

※1 ここでは、江戸城外郭を取り巻く、外堀のほか神田川、溜池を含めた堀・河川をいう（図2-1-1参照）

2. 史跡江戸城外堀跡の指定概要

(1) 指定に至る経緯

江戸城外堀跡の史跡指定は、昭和31年の指定に先立ち、昭和10年から12年にかけて江戸城外堀の史跡指定のための調整が文部省によって行われていた。その範囲は、現指定範囲の牛込門～赤坂門間の堀だけではなく、当時存在した雉子橋から土橋（幸橋門）間の外堀（旧外濠川^{※2}）が該当する。しかし東京一品川間の鉄道路線増設のため外濠川を埋め立てること、そして埋め立てた土地を売却して東京府の財源とすることなどが計画されており、また戦中戦後を経て史跡指定は見送られたものと思われる。

戦後の昭和20、30年代になると、開都五百年に伴って江戸城に関する文化財の保護が活発となる。まず、昭和28年（1953）に虎ノ門公園にあった江戸城外堀の石垣が東京都指定史跡（昭和30年旧跡）となり、その後この地点を含めて現指定範囲が昭和31年（1956）に江戸城外堀跡として国史跡となる。江戸城外堀は、戦後までに多くが埋め立てられていたため、史跡範囲は

Ⅱ. 史跡の概要

指定時点で残存し、戦前土手公園として位置づけられた牛込門北方から赤坂門間の堀を主体に指定された。飛び地として指定された虎ノ門周辺の史跡は、前出の虎ノ門公園のほか、文部省分館（国立教育会館）建設以前に残存していた石垣を指定した。

※2 外濠川は、江戸城外堀を明治36年に千代田区三崎町・堀留間を開削し、神田川と繋げる工事によって水路となった河川である。神田川分流地点から幸橋・土橋間の汐留川合流地点までを「外濠川」と呼んでいたが、戦後常盤橋以南の川が埋め立てられ、昭和39年河川法改正によって日本橋川と呼ばれるようになった。

（２）指定の概要

１）所在地（指定範囲）

東京都千代田区、港区、新宿区

２）指定理由

史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部第二

３）所有者

国（財務省、国土交通省）、東京都、千代田区、新宿区、民間（東日本旅客鉄道株式会社ほか）

４）史跡指定範囲

史跡江戸城外堀跡の史跡指定範囲を図2-2-1に示す。

表2-2-1 土地所有面積一覧（追加指定後：単位㎡）

地区 所有者		牛込門・赤坂門 間の堀	虎ノ門周辺	小 計	合 計
公 (国)	国土交通省	154, 294. 12		154, 294. 12	200, 213. 57
	財務省	45, 240. 86		45, 240. 86	
	文部科学省		678. 59	678. 59	
公 (都・区)	東京都	24, 120. 37		24, 120. 37	57, 494. 94
	千代田区	30, 863. 58		30, 863. 58	
	新宿区	2, 510. 99		2, 510. 99	
民間	鉄道用地	92, 234. 11		92, 234. 11	119, 286. 74
	その他	27, 052. 63		27, 052. 63	
計		376, 316. 66	678. 59	376, 995. 25	376, 995. 25

（３）指定の経過

１）史跡指定

① 指定年月日

昭和31年 3 月26日（昭和31年 3 月26日官報告示第12号）

② 指定の理由

史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部第二

③ 指定範囲

1. 次の道路及び地番に囲まれた地域（道路敷を含まず、地番のうち水濠に沿った傾斜面を含むものとする。）

千代田区紀尾井町一番地先都道仮五六七号線の分岐点から都道仮三七号線（芝口、四谷見

2. 千代田区富士見町二丁目四番地先の都道仮三三三号線（牛込見附、靖国神社線）との交差点から同町二丁目六番地先までの都道仮五七九号線に沿った別図に示す堤塘敷
3. 千代田区霞が関三丁目四番地内実測七坪（文部省構内）
4. 千代田区霞が関三丁目四番地内実測一六坪（文部省構内）
5. 千代田区霞が関三丁目四番地内実測四八坪（旧虎の門公園内）

寛永13年、幕府が諸大名に命じて営ましめたものであって、牛込口、市ヶ谷、外麴町口（四谷見附）、赤坂、喰違外六ヶ所に枡形を設け、これにより江戸城の惣構は大成、江戸城の完成をみたのである。明治維新後は市街地の発展、交通機関の発達に伴い、幾多の改変を経て今日に至っているのであって、今回指定する区域は牛込見附から赤坂見附に至る間の堀、土手および枡形跡と虎ノ門から溜池に至る間の一部残存せる石垣である。

江戸城が將軍の居城として、はたまた政治の中心として我が国における最大の規模の城郭であることは云うまでもないところであつて情趣豊かな風致として愛好されているところも少なくなく、これを指定することは極めて意義あることである。従つて諸般の特殊事情もあるが、許す限りこれを指定しようとするものであつて、外堀はその第一次である。

Ⅱ. 史跡の概要

2) 史跡追加指定

① 指定年月日

平成19年11月16日答申

② 追加指定範囲

東京都千代田区霞が関三丁目94番

追加指定面積 444.29 m²

③ 土地所有および現況

国有地（合同庁舎敷地） 444.29m²

④ 説明

新たに追加指定する史跡は、文部科学省庁舎建て替えに伴って、平成16から18年度にかけて千代田区教育委員会が実施した発掘調査によって新たに確認された2箇所の外堀石垣遺構である。

1箇所（以下、A地点※）は、旧文部科学省建物の中庭部分にあたる箇所から新たに発見されたもので、規模は長さ33.5m、高さ4.5m（7段）、面積は石垣前方の根固めの栗石層及び背面の裏込めと版築層の部分を含めて299.90m²である。他の1箇所（以下、B地点）は、調査の結果、既指定の石垣の延長部分が新たに見つかったものであり、これまでは長さ9.8m、高さ3.12mであった石垣規模が長さ25.2m、高さ7.4m（14段）に拡大されることとなったものである。これによって面積は、既指定範囲23.1m²に対して、追加分144.39m²を加えて167.49m²となる。

A地点の石垣遺構は、築石目地を水平方向に揃える布積みで積まれる「打ち込みハギ」の技法を採用した石垣で、築石間の間詰石や築石表面の調整痕などが良好に残り、石垣刻印や石垣背面の版築の有無などから、寛永13年の外堀普請史料にみえる摂津三田藩九鬼隆季と石道惣築（多くの大名で石垣を築いた範囲）の丁場であったことが判明する。

B地点の石垣遺構は、地中下で「打ち込みハギ」の技法を用いるが、地上部（既指定地）は乱積み状に積まれ、数度の改修の痕跡が認められる。当地点では刻印によって豊後佐伯藩主毛利高直と備中庭瀬藩主戸川正安の丁場境が確認されている。なお、当地点の石垣の高さ7.4mは、上部1m程度を欠失するのみで、ほぼ原型に近い高さが残されているとみられている。

このように、今回発掘調査によって新しく確認された石垣遺構は、既指定の江戸城外堀跡の石垣と一連のものであること、構築当時の技術や、大名ごとの施工分担区域範囲である丁場の境界が明らかになるなど、江戸城外堀の実体解明にとっても重要であることから、これを追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

※ 地点の位置は、19頁参照

3. その他の江戸城関連の史跡概要

(1) 特別史跡 江戸城跡

a. 史跡指定 昭和35年5月20日（官報告示19号）

特別史跡 昭和38年5月30日（官報告示26号）

b. 所在地 東京都千代田区千代田・皇居外苑・北の丸公園

c. 説明

長禄元年太田道灌の創築にかかる。太田氏の後を承けて上杉氏の有に帰し、ついで北条氏の支城となったが、天正18年北条氏の滅亡後、徳川家康関東を領して居城をここに定めた。

徳川氏は大いに改修を施し、将軍の居城として、政治の中心としてその史的価値は極めて大であり、その規模はわが国随一のものである。現在西の丸・吹上の地域は皇居となっている。

(2) 史跡常盤橋門跡

a. 史跡指定 昭和3年3月24日

b. 所在地 東京都千代田区大手町二丁目7番、中央区日本橋本石町2

c. 説明

江戸城大手門筋の外郭正門なり。門は維新後取り壊されて石塁のみ現存せるも旧規見るべきものあり。外郭に架せる常盤橋は明治10年洋式石橋に改造せられるものなり。

d. 保存の要件

公益上必要止む得る場合の外石塁並びに橋梁をき損もしくは破壊せしめざることを要す。

次の事項は、許可にあたり十分注意を要す。①石塁並びに橋梁の修理、②工作物の建設、③樹木の栽植

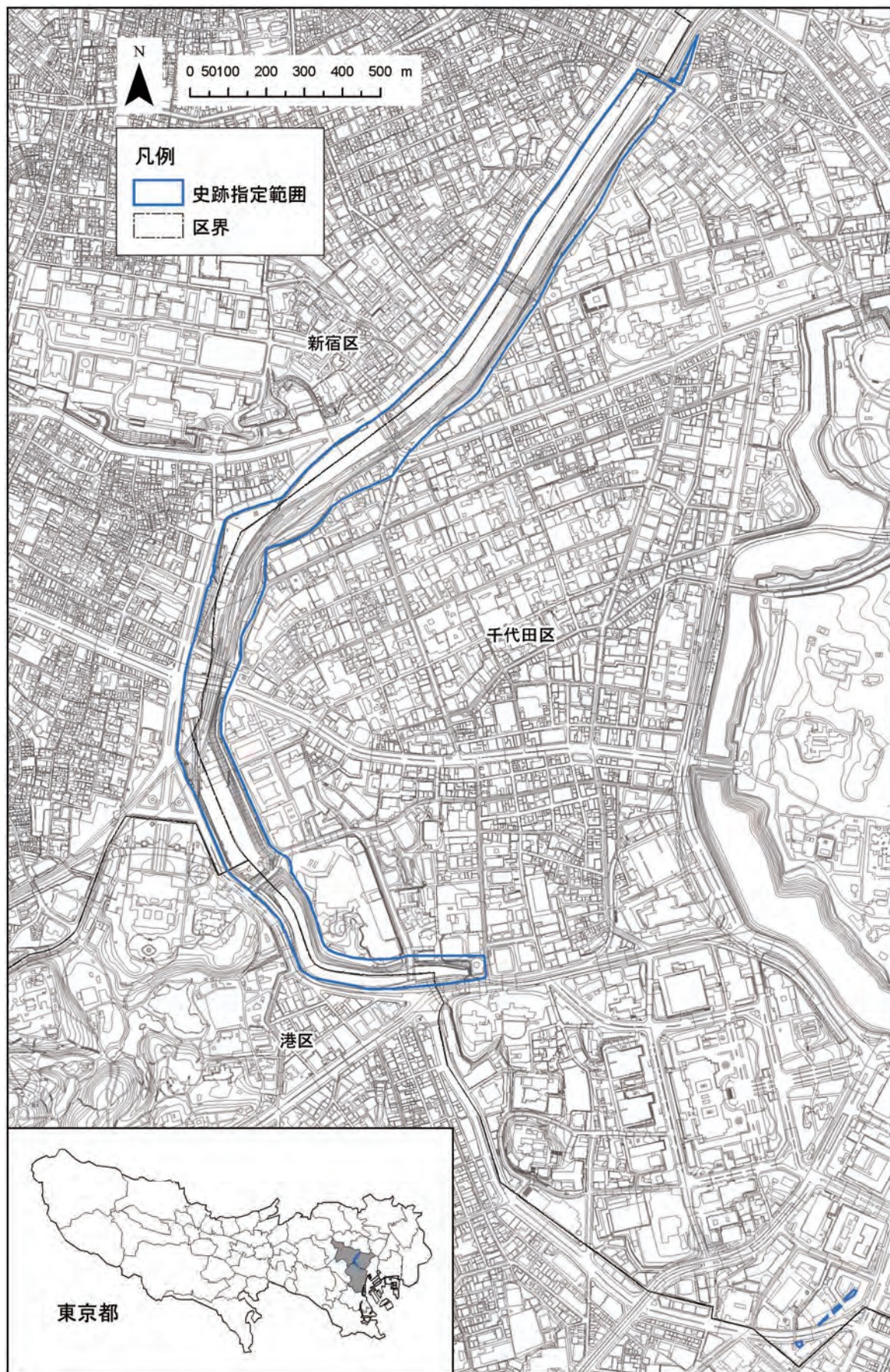


図2-2-1 史跡指定範囲

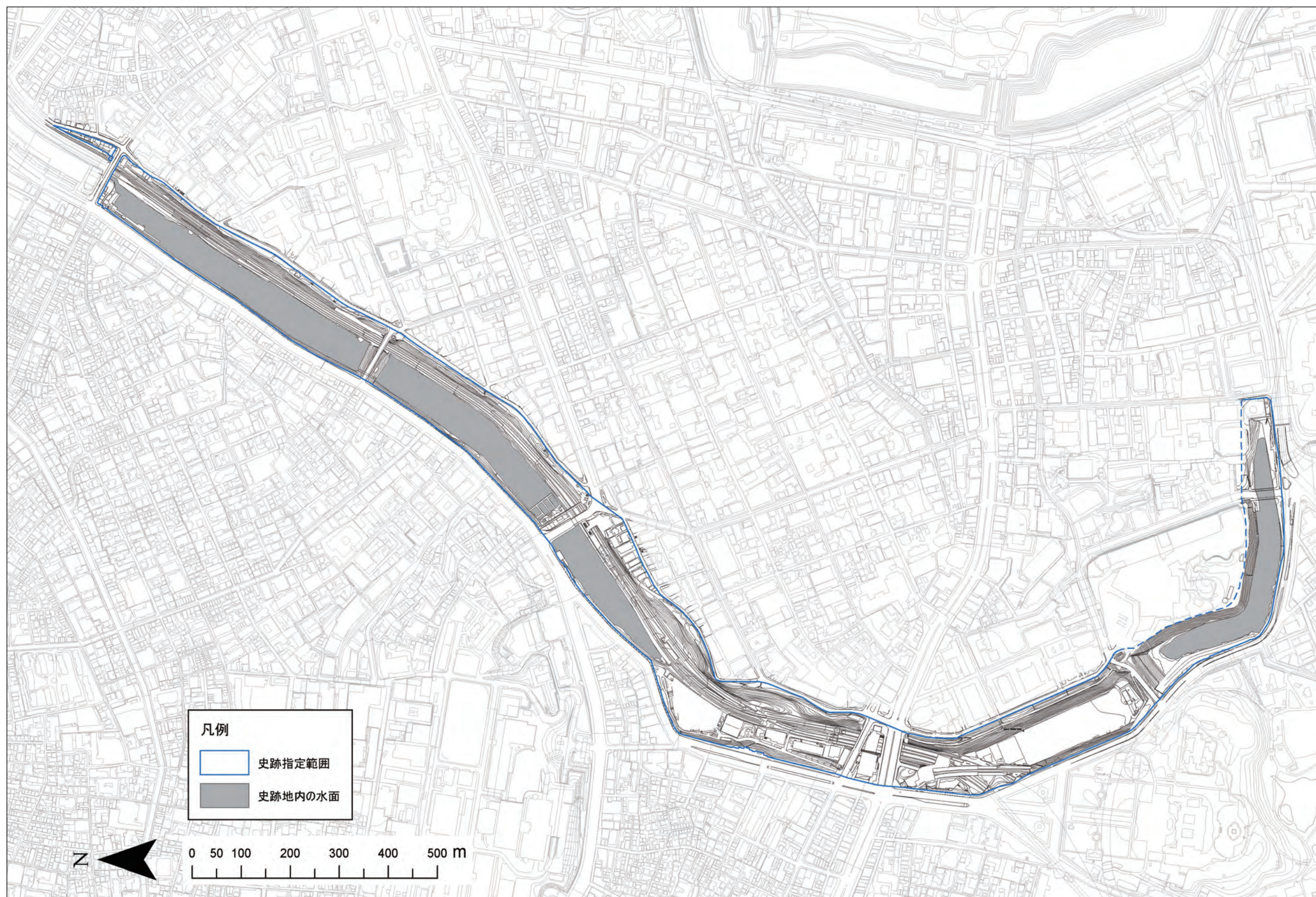


図 2-2-2 史跡指定範囲（牛込門・赤坂門間の堀）

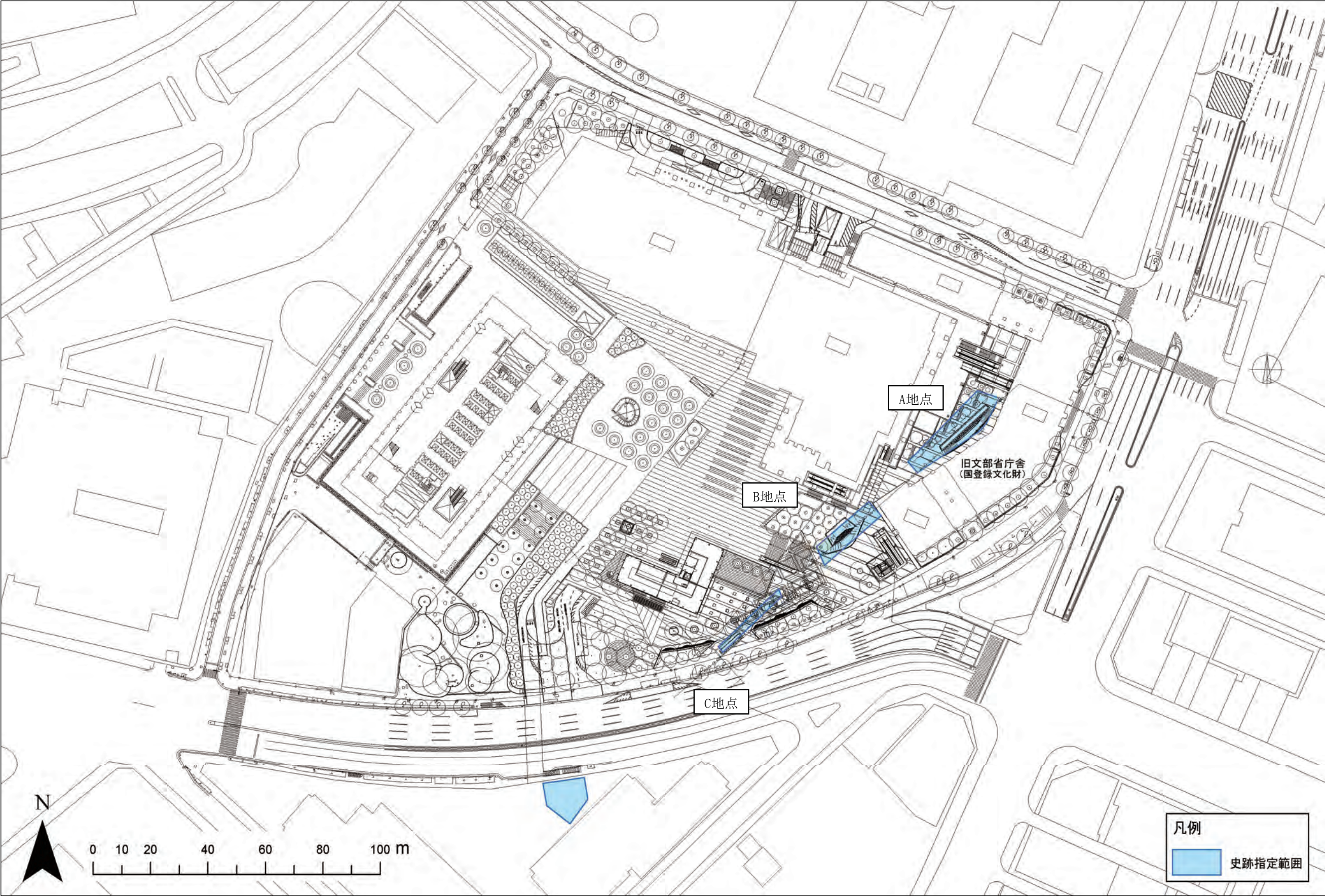


図 2-2-3 史跡指定範囲（虎ノ門周辺）

【 計 画 編 】

Ⅲ. 史跡の特性と目標

1. 史跡の特性

江戸城外堀跡が史跡として保存されてきた背景（110頁、X-2 参照）には、歴史的な価値とともに、それを取り巻く風致、つまり地形や緑地・水辺といった自然環境や周囲の風景を含めて歴史的な空間として引き継がれてきたことにある。こうした点に基づき、本史跡の特性について、① ～ ③ に整理を行った。

① 近世における歴史的特性

「X. 江戸城外堀跡の歴史」（93頁参照）に示した江戸城外堀における歴史背景を踏まえ、史跡地の歴史的な特性として、以下 a ～ c の 3 つを整理した。これら 3 項目の歴史的特性は近世における江戸城外堀跡の機能に基づくものであり、史跡としての本質的価値と捉えられる。

a. 城郭遺構として

- ・ 江戸城外堀は、将軍居城として、政治の中心として、我が国随一の規模を誇る近世城郭「江戸城」の一部であり、史跡地は、江戸城の周囲を巡る惣構の旧態をしのばせる。
- ・ 江戸城外堀は、全国の大名を動員した天下普請（御手伝普請）の痕跡を示すもので、史跡地は寛永13（1636）年に人工的に造った堀が概ねその形態を留めている。
- ・ 史跡地では、虎口である牛込、市谷、四谷、喰違、赤坂の城門が一部ではあるものの遺存し、堀と土塁とともに一体的に保存されている。
- ・ 江戸城外堀を構成する石垣を伴う堀は、ほとんどが埋められているものの、史跡地のうち、虎ノ門に点在する石垣は、堀の存在を伝えるものである。特に櫓台石垣は重要である。

b. 「江戸」の都市形成の骨格として

- ・ 寛永13年の外堀普請は単なる城郭建築ではなく、見附を拠点とする街道、外堀を巡る堀端通の整備、さらにはこれら幹線を基軸とした街区の再編をも含んだ大工事であった。
- ・ その街並みは今日大きく変貌したが、街路の構成は受け継がれており、寛永13年の外堀普請は、江戸城西側の都市形成の骨格を築いた一大事業といえる。

c. 「江戸」の水系ネットワークとして

- ・ 江戸城外堀は、自然地形の谷などを利用して人工的な堀を構築したため、谷を流れていた旧来の河川を大下水として整備し、また四谷見附周辺では玉川上水が整備された。江戸城外堀は、これら上水や湧水、雨水などの余水を受け入れて下流へ流す構造となっており、これらの人工水系は近代技術導入以前の知恵を示している。
- ・ 神田川、江戸城外堀（牛込物揚場）は、江戸時代には舟運の拠点としての役割を担っていた。

② 近代化における歴史的特性

江戸城外堀は、近代都市形成の過程において鉄道用地を始めとする都心の重要な社会基盤などに利用され、史跡地内やその周辺には甲武鉄道や近代橋梁、近代建築物等の近代化遺産が現存する。これらは、本史跡が近世のみならず、東京都心が近代化を迎える過程を示すもので、歴史的な重層性を表している。

③ 都市に残された大規模な緑地と水辺

史跡地を望む風景は、近世の名所絵や近代の絵はがきの題材とされ、江戸時代以来、景勝地として受け継がれてきた歴史がある。明治時代の甲武鉄道開設時には、外堀の風致・眺望の保存が提唱され、旧江戸城外濠堤塘地として永く維持保存するために牛込見附から喰違までの土手が東京市区設計公園に決定され、戦後は風致地区に指定された。

このように史跡地は、城郭としての価値を出発点とし、江戸時代以来の歴史的風土を形成する地域として継承され、現在も、都心の豊かな緑地・水辺空間として、さらにサクラの花見の名所として多くの人々に親しまれている。

2. 保存管理計画の目標

(1) 将来の課題と目標

史跡江戸城外堀跡は、江戸城が近世最大の城郭であることを確認できる歴史遺産であるとともに、「江戸」の痕跡の多くが滅失したなかで、現代まで都市の骨格として継承されてきたことにより、東京が400年維持された歴史ある都市であることを実感することができる。しかし、近代以降の本史跡では、首都東京としての発展過程において鉄道や高速道路が建設されるなど、その形質は大きく改変され、江戸城の外郭としての風致もまた、損なわれてきた。このような史跡地の状況と、歴史的な資産を次世代に継承する責務に鑑み、将来的には関係者がこれらの課題に向けて取り組み、旧来の広い水堀と土塁、石垣・城門などの見附で守られた大城郭の一面としての復元を目指すことに努める。

本保存管理計画では、まず「史跡の特性」に基づいてその価値を高めるとともに、その価値の社会的認知を高め、都市江戸を基盤とした東京を改めて発見してもらう。さらに歴史的視点で「都市再生」を図る契機となることを目指し、江戸城外堀完成400年を迎える概ね20年先における目標を定めた。また、本史跡を理解する重要なキーワードは、長大な史跡を歩いて「外堀の規模を体感すること」と考え、堀のつながり（延長）と深さによりその大きさを実感し、様々な歴史的背景を持つ個性ある地域の歴史的環境を保全する計画とする。

保存管理計画に示された方針や方法を遂行することにより、目標の達成を目指し、さらに将来的には史跡地以外の外堀全体の連続性や江戸城跡との一体性を高め、目指すべき巨大城郭としての江戸城の復元へとつなげていきたい。

史跡江戸城外堀跡の目標

近世最大の城郭を受け継ぐ東京 再発見

史跡江戸城外堀跡は、全国の大名を動員して造られた江戸城を現代に伝えている。この史跡に行き交う多くの人たちに歴史的価値の再発見を促すことは、史跡保存への社会的意識を高め、大都市東京の歴史を見つめ直す契機として重要である。

来る江戸城外堀完成400年に向けて、実施すべき目標を以下に定めた。

① 巨大城郭の一画としての江戸城外堀を顕在化させる。

- ・ 見附を拠点空間として位置づけ、水面と土手が連続する堀の地形や規模が体感できるよう保全、整備する。
- ・ 外堀を近世都市の骨格として位置づけ、近代の歴史遺産を含め周辺の文化財とともに史跡地の重層的な歴史を語る資産とする。

② 歴史と自然の調和した風致を保全する。

- ・ 歴史遺産の保存との調和を図りながら、都心に残された貴重な緑や水辺の空間として保全し、親しみながら散策できるよう整備する。
- ・ 堀として広い空間を継承し、史跡地周辺も含めた良好な景観の形成を目指す。

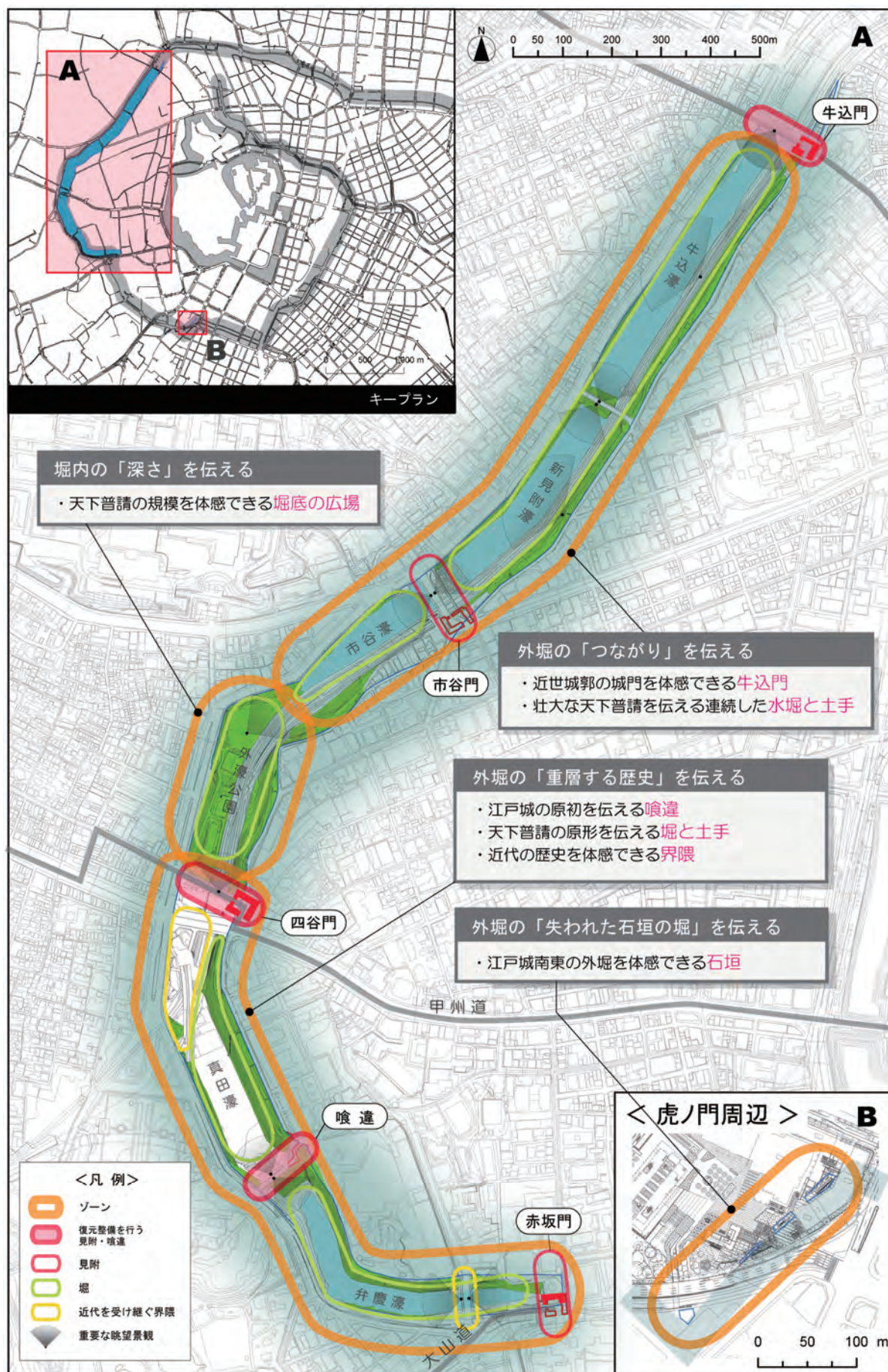


図3-2-1 江戸城外堀完成400年に向けた史跡地の目標像

(2) 地区別の目標

本史跡は、牛込から赤坂にまたがる面積約38ha、延長約4kmにもおよぶ長大な堀であり、また飛び地となる虎ノ門周辺には堀石垣や櫓台石垣が点在しながら残る。各地区には保存されている遺構や周辺地形とともに地域ごとに多様な歴史・自然環境が広がっている。本計画の目標では、これらを活かすため保存管理や整備・活用を行い、図3-2-1の目標像の実現を目指す。

これら目標の実現のため、「IV. 保存管理」以降では、地形条件や遺構の性質、土地利用現況などにより区分した地区ごとの保護の計画を示した。以下は、実現に向けて、各地区の特性に応じた目標を定めた。なお、地区区分名称は、「IV-3. 地区区分」に従った。

I 牛込門から牛込濠～市谷濠

① 牛込門

歴史を体感できる拠点空間として、現存する枡形や橋台石垣の保全に努め、神楽坂や牛込濠方向への眺望を確保するとともに、見附の顕在化を図る。

② 牛込濠地区（牛込濠・新見附濠）と市谷濠地区（市谷濠）

水堀と土手からなる景観の保全を図るとともに、本来の形状を留める土手は、その保存に努める。

③ 市谷門

橋台石垣は地下遺構も含めて保存に努める。

II 外濠公園

① 外濠公園地区

現状は堀が埋められているものの土手が旧地形に基づき構築されたことを示しているため、堀と土手の地形を顕在化させ、堀本来の景観の保全に努め、外堀の規模を体感できる空間とする。

III 四谷門から真田濠・弁慶濠を経て赤坂門

① 四谷門地区

地下遺構を含めて遺存する枡形石垣を保存し、将来的には遺構の公開や表示を行うことで、四谷門の顕在化を図る。

② 真田濠グランド地区

現状は堀が埋められているものの、水面の範囲や土手の地形はほぼ原状を留めているため、その保全を重点的に行い、高台に刻まれた深い堀と高い土塁を基調とする堀の規模を体感できるような景観の向上に努める。

③ 喰違地区

本地区は、土手を喰違いあわせた構造を持つ、江戸時代初期の古い形態を留める虎口であるため、喰違虎口と土橋の保全を重点的に行う。あわせて、真田濠と弁慶濠方向へ眺望を確保し、虎口を回復するための整備を図る。

Ⅲ. 史跡の特性と目標

④ 弁慶濠地区（弁慶濠）

当地区は、深い堀の形状が維持され、また江戸期以来の自然環境が継承されているため、往時の姿を留める堀と土手の地形の保存に努める。

⑤ 赤坂門地区

地下遺構を含めて遺存する赤坂門の枡形石垣を保存し、将来的には遺構の公開や表示を行うことで、赤坂門の顕在化を図る。

Ⅳ 虎ノ門地区

消失の激しい江戸城東方の外堀の状況を示す地域として、点在する石垣遺構を保存するとともに、積極的に石垣の公開および堀の表示等を行い、外郭として一連の遺構であることを伝える。

IV. 保存管理

1. 保存管理の基本方針

史跡の将来目標に鑑み、保存管理を行うにあたり、以下に示す基本方針を定める。

保存管理の基本方針

- ・ 学術的調査を継続して実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を図る。
- ・ 史跡の保存を優先し良好な状態で継承するとともに、安全面にも配慮した適切な維持管理を行う。
- ・ 貴重な緑地空間、憩いの場としての風致・景観を踏まえて、史跡地内の環境保全に努める。
- ・ 史跡の特性にあるように、重層的な歴史のうえに成り立った史跡地である点を踏まえた包括的な保存管理を促進する。
- ・ 関係諸機関の連携を図り、近代から現代に付加された様々な利用などとの調和をしつつ、史跡としての価値を高める。

2. 史跡を構成する諸要素

(1) 史跡を構成する諸要素の分類

保存管理の方法とそれに基づく現状変更などに対する取扱い基準を策定するために、史跡の構成要素の抽出を行い、さらに史跡の本質的価値を構成する諸要素の明確化を図った。具体的方法としては、近世における江戸城の外郭として有した機能を表す要素である「①本質的価値を構成する諸要素」と、それ以外の「②近代から現代における利用に関する諸要素」に大別した。

① 本質的価値を構成する諸要素

「本質的価値を構成する諸要素」としては、「Ⅲ－1. 史跡の特性」の「①近世における歴史的特性」に基づき抽出した。

城郭遺構としての諸要素は、人工的に築かれた堀と堀を横断する見附、地下に埋蔵された遺構があげられる。このうち堀は水面等（堀）、土手（土塁）、水敲石垣、堀石垣で構成され、見附は、外郭門（城門）を構成する枡形石垣および土塁による虎口（喰違）、橋台石垣もしくは土橋、橋からなる。

都市形成の骨格としての諸要素は、地下に埋蔵された遺構（道路跡）、土橋等に設けられた堀間の水位調整のための堰や暗渠排水、江戸時代の上下水道跡といった、都市の水系ネットワークに関連する構造物がある。その他に緑地としての特性は、植生・植栽があげられる。

また、史跡地の景観は、史跡地内外に広がる自然地形を基盤としてそこに付加された個々の本質的価値を構成する諸要素により成り立ち、その全体の地形も本質的価値を有している。

なお、本要素の分布状況および保存状況は、図11-1-10（本書136・137頁）に示した。

a. 見附

a－1. 枡形石垣

各見附には、枡形門を構成する石垣（枡形石垣）が残る。その構造は、胴木もしくは地山上に築（平）石および角石を築き、その背後には石垣を築くための栗石などの裏込や版築状の盛土など背面構造を有する。

a－2. 喰違

喰違では、枡形石垣ではなく、土塁および木戸による、古い形態の城門が存在した。その構造は、黒色土、ローム、粘土、砂などの多様な土によって版築状に盛土された土塁と同じ構築技法により築かれている。

a－3. 橋台石垣および土橋

低地に位置する牛込門・市谷門では堀を渡る橋の土台となる橋台石垣が、台地部の四谷門・喰違・赤坂門には土橋が存在した。橋台石垣は、枡形石垣同様の構造を有する。牛込門および市谷門の橋台石垣では、築石に多様な刻印が確認される。土橋は、台地を切岸した後、土塁等と同様に版築状の盛土となる。

a - 4. 橋

牛込門、市谷門、四谷門の前面にある橋台には、木橋が架かっていた。木橋は撤去され、旧来の橋台石垣などを利用しながら、近代に架け替えられた鋼橋などが存在する。なお、近世段階には新見附橋、四谷見附橋、弁慶橋の架かる位置には橋はなく、近代に入り新築した橋梁である。

b. 堀跡

b - 1. 堀

牛込門から赤坂門に至る堀は、喰違を分水嶺として、牛込から四谷門手前までの神田川支谷（紅葉谷）と弁慶濠の溜池支谷の地形を利用して造られた。素掘りの堀底となる水濠であり、水面際には水敲きの石垣が築かれる。各堀の水位は、真田濠が最も高く、南方の弁慶濠、北方の市谷濠、新見附濠、牛込濠へ行くにつれて低くなっている。虎ノ門周辺の堀は、大部分が遺存せず指定範囲外となっているが、発掘調査によって素掘りの堀底とかつての堀内堆積土が確認された。

b - 2. 土手（土塁）

土手・土塁は、黒色土、ローム、粘土、砂などの多様な土によって版築状に盛土されて築かれており、かつては、郭内側（千代田区側）には高さ1.2～5 mほどの土塁があり、郭外側（港区・新宿区側）は土手法面もしくは低い土堤となっていた。現在も牛込門～赤坂門間では、地表から0.6～1.0m以深に版築構造が多く残存している。また、土塁の流出を保護するための土留の石積や土手の崩壊を防止するための暗渠排水などの内部構造が一部に現存する。

b - 3. 堀石垣

虎ノ門周辺の堀では、郭内には高さ10m近い石垣がかつて存在したが、延長約210mの範囲で、約70mの石垣が現存する。また、虎ノ門・溜池間には2基の隅櫓がかつて存在したが、現在は1基の櫓台石垣が残存する。その構造は、枡形石垣同様、胴木上に築（平）石および角石を築き、その背後には石垣を築くための栗石などの裏込めや版築状の盛土、砂利層など背面構造を有する。

b - 4. 堰・暗渠排水

牛込門から赤坂門に至る堀には、水面に段差が設けられ、各見附の橋台石垣もしくは土橋には、各堀の水位調整のための堰や排水暗渠が設置されていた。

c. 植生・植栽

江戸時代から生育していた可能性のある樹木、あるいは江戸時代から引き継がれた可能性のある植生もわずかながら確認される。

d. 地下に埋蔵されている遺構

上記に関わる構造物のほか、土手などの補修痕跡、水路や道路などの江戸城外堀跡に関連する地下に埋蔵されている遺構がある。

表4-2-1 史跡指定地における本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する諸要素			備 考
見附	枅形石垣	牛込門（渡櫓台石垣）、四谷門（高麗門左側 他）、赤坂門（枅形石垣一部）	
	喰違	喰違	
	橋台石垣 土橋	牛込門（両側）、市谷門（北側の一部）、喰違	牛込門北側の石垣は指定地外となる。
	橋	牛込門、市谷門、四谷門	木橋は撤去され現存しない。喰違、赤坂門は土橋のみである。
堀跡	堀	牛込濠、新見附濠、市谷濠、真田濠、弁慶濠	市谷濠南側および真田濠の水面は、失われている。
	土手（土塁）	牛込濠、新見附濠、市谷濠、真田濠、弁慶濠	
	堀石垣	虎ノ門地区	
	堰 暗渠排水	牛込門、市谷門 喰違	堰はコンクリート擁壁に変化しているがほぼ同位置で機能を維持されている。
植生・植栽		ムクノキ古木（四谷門高麗門上部）、クロマツ古木（真田濠郭内土手）、クロマツ林（郭内土手天端）、自然度の高い草地（真田濠の郭内土手斜面） イヌマキ古木・カヤ古木（弁慶濠郭内土手上部）	
地下遺構	石垣遺構	市谷門の橋台石垣（南側）、四谷門、赤坂門	
	土手・土塁	土手・土塁（土留遺構、排水施設など）	
	水路遺構	玉川上水及び玉川上水吐口（枅・木樋）、下水及び下水吐口（水路・枅）	
	道路遺構	諸門から延びる街道 など	指定地外の外堀外側の外堀通りには橋詰石垣工事の補強施設である石垣・柵・排水施設が一部遺存する。



枅形石垣（牛込門 1）



枅形石垣（牛込門 2）

図4-2-1 本質的価値を構成する諸要素（1/4）



栴形石垣（四谷門）



栴形石垣（赤坂門）



橋台石垣（牛込門）



橋台石垣（市谷門）



櫓台石垣（虎ノ門）



堀石垣（虎ノ門：旧教育会館前）



堀石垣（虎ノ門：地下鉄連絡通路部）



堀石垣（虎ノ門：旧文部科学省庁舎中庭部）

図4-2-1 本質的価値を構成する諸要素（2/4）



土橋（喰違）



喰違



牛込濠



市谷濠



真田濠



弁慶濠



土塁（真田濠）



堰（市谷門）

図4-2-1 本質的価値を構成する諸要素（3/4）



クロマツ古木（真田濠）



ムクノキ古木（四谷門）

図4-2-1 本質的価値を構成する諸要素（4/4）

② 近代から現代における利用に関する諸要素

「近代から現代における利用に関する諸要素」としたもののうち、「江戸」から「東京」への近代化に伴い形成された遺構については、近代以降において史跡地が都市形成に果たした役割を示す要素であることから、別項として「近代の都市形成の歴史を現す諸要素」として抽出し、それ以外を「現代の利用に供する諸要素」とした。

a. 近代の都市形成の歴史を表す諸要素

明治27年甲武鉄道敷設時の構造物や明治期以来のサクラは、近世に造られた江戸城外堀の近代に至る変遷を物語るものである。これらは城郭としての江戸城外堀と直接関わるものではないが、近代以降における史跡地の歴史や環境の変遷に深く関わるものである。

なお、指定地には甲武鉄道の跡や昭和初期の震災復興橋など近代化遺産に類する要素が存在する。これらは、今後、保存状態や歴史性、構造、意匠、地域性、希少性などを加味して位置づける必要がある。

b. 現代の利用に関する諸要素

本要素の分布状況および保存状況は、図11-2-4（本書193・194頁）に示した。

ア. 公益的な利用に関する諸施設

史跡地内には、東日本旅客鉄道株式会社による中央線・総武線の路線が敷設され、市ヶ谷駅と四ッ谷駅の駅舎、東京メトロの四ッ谷駅舎がある。また、史跡を横断する5つの橋梁があり、真田濠から弁慶濠にかけて首都高速道路がある。

- ・ 道路および関連施設（道路、高速道路、標識、安全柵、街路灯、側溝、案内板など）
- ・ 橋梁（新見附橋、市ヶ谷橋、新四谷見附橋、四谷見附橋、弁慶橋）
- ・ 鉄道用地（線路、駅舎、ホーム、跨線橋、変圧器箱、地下鉄通気口）
- ・ 電線、ガス管、上下水道（埋設管および水管橋、柵）などのライフライン

IV. 保存管理

イ. 史跡の利活用に関する諸施設

史跡地は、水辺と合わせて緑地空間は、風致地区として指定されている。土手上にはサクラ、マツを始め、各地区に特徴ある樹木が植栽されている。また、牛込門、市谷門、赤坂門の各見附に文化財説明表示板が設置され、公園施設や遊歩道などの史跡利活用に関する諸施設がある。

- ・ 文化財に関わる説明表示板
- ・ 公園施設（公園灯、名称板）、遊歩道、階段
- ・ 植栽樹木
- ・ 便益施設（便所、水飲み、ベンチ、テーブル）

ウ. その他の諸施設

- ・ 建築物（店舗、商業施設、ホテル施設、グランド施設、変電所、図書館、スポーツクラブ、交番、一般住宅、レストラン）
- ・ 土木構造物（コンクリート擁壁、法面ブロック、釣堀など）
- ・ 工作物（電信柱、案内板、しがらみ柵、ブロック塀、ネットフェンス、遊具、電話ボックスなど）
- ・ 仮設物（便所、物置、プレハブ）

（２）史跡を構成する諸要素の保存管理方法

史跡を構成する諸要素に対して、その保存管理の考え方や方法を、以下に示す。

① 本質的価値を構成する諸要素

a. 石垣（枋形石垣、橋台石垣、堀石垣）

- ・ 石垣遺構が良好に現存する場合には、現状の厳粛な保存を図り、さらに顕在化に努める。
- ・ 石垣遺構がき損、衰亡している場合には、学術調査などの成果を踏まえて地下遺構も含めた修理・復旧を行い、顕在化を図る。

b. 土手・土塁（喰違、土橋、堀の土手）

- ・ 土手・土塁が良好に現存する場合には、地形（遺構）の厳粛な保存を図り、保存のための適切な管理を実施する。
- ・ 土手、土塁などの遺構が、き損、衰亡している場合には、土手・土塁としての連続した地形や景観の維持に努める。さらに急勾配の法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに、土手としての表面の維持や緑化などの工法を施すことにより、連続した土手・土塁としての統一的な景観を保全する。

c. 堀

- ・ 水面が現存する場合には、将来にわたり水面として維持するため、学術調査などの成果を踏まえた上で、堆積物の除去などの適切な管理を必要に応じて実施する。

- ・ 水面が現存する場合には、関係機関と調整して、浚渫や分流式下水道への改善、浄化装置の設置といった、水質向上にむけての検討を行う。
- ・ 水面が現存しない場合には、学術調査などの成果を踏まえて地下遺構の保存を図るとともに、堀としての地形や景観の維持に努める。

d. 堰・暗渠排水

- ・ 排水暗渠などの地下遺構は学術調査などの成果を踏まえて保存するとともに、堰など変容しているものについても機能の維持に努める。

e. 植生・植栽

- ・ 本質的価値を構成する樹木は、専門家による定期的な診断に基づく適切な管理により保全を図る（詳細は53頁、「4. 植生管理」を参照）。

f. 地下遺構

- ・ 学術調査などにより江戸城外堀に関連する地下遺構が発見された場合は、その状況に応じて復旧・修理などを行うとともに、出土遺物は適切に保管する。
- ・ 学術調査などによって、指定地外で新たに地下遺構などが発見された場合は、追加指定を含めて保存の方策を図る。

② 近代から現代における利用に関する諸要素

a. 近代の都市形成の歴史を表す諸要素

近代の都市形成の歴史を現す諸要素として重要な構造物などが現存する場合には、本質的価値との共存、調和を図る。

b. 現代の利用に関する諸要素

ア. 維持管理

- ・ 植生は適切な維持管理を行い、遺構保存や歴史的景観の保全に努めるとともに、健全な生態系の維持に寄与する（詳細は、「4. 植生管理」を参照）。
- ・ 小規模な工作物などの維持管理や軽微な修繕については、適宜実施する。
- ・ 道路維持を始めとする日常的な管理行為については、遺構保存を優先した対策をとるものとする。

イ. 諸施設の新設・改修（関係諸機関などとの調整事項）

① 公益的な利用に関する諸施設

- ・ 道路整備や鉄道施設に関する計画については、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図り、必要に応じて計画変更を行う。
- ・ 公益上など必要な建築物であっても、更新時には史跡地外への誘導を行い、他の場所ではその意義を失うものについては、施設の縮小や遺構保存のための史跡地内での移転も考慮に入れて取扱う。

② 史跡の利活用に関する諸施設

- ・ 史跡の活用施設などは、遺構の保存と史跡としての歴史的景観に配慮した規模やデザ

IV. 保存管理

イン・色調となるよう調整を図る。

- ・ 便益施設は、その必要性や規模、配置数、配置箇所を十分に検討したうえで計画する。

③ 建築物及び構造物など

- ・ 史跡指定地内の建造物など(建築物など)の取扱いは、更新時などにあわせ、遺構保存や歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図り、関係法令を遵守したうえで、下記の考え方のもと地区ごとに取り扱うものとする。

ア．特に見附周辺の地域は、将来的に公有化も視野に入れて撤去するよう調整する。

イ．建替えなどが必要な場合であっても、遺構の保存や歴史的景観の保全を優先したものとする。

ウ．史跡としての景観との調和を図る。

- ・ 人命・財産の安全に関わる防災・防犯上の施設、土地や施設の管理に必要な施設の設置、改修は、遺構の保存や歴史的景観の保全への影響が最小限となる工法を検討し、適切に実施する。
- ・ 工作物は、その必要性や規模を十分に検討したうえで計画する。

④ 埋設物

- ・ 埋設管や柵の設置にあたっては、地下遺構に影響のないよう計画する。

3. 地区区分

本史跡は面積約38haと大規模であり、遺構の性質、地形、現在の土地利用状況が異なる地域が含まれているため、本質的価値を構成する諸要素の立地条件やその特性、遺構の保存状況などに基づいて地区区分を行い、地区ごとに保存管理の方針や方法を設定した。

(1) 地区区分の設定

史跡の地形条件や本質的価値を構成する諸要素の立地条件や保存状況などに基づき、地区区分を行った。

史跡指定地は、台地を区切る谷などを利用して築いた牛込門～赤坂門間の堀と、低地に築いた石垣を主体とした堀のうち残存部となる虎ノ門周辺の堀の大きく2つの地域に分けられる。

① 牛込門・赤坂門間

当区間の堀は、喰違を分水嶺として神田川の支谷と溜池の谷を利用して造った人工的な堀で、見附に設けられた橋台などを堰として各堀が水位を異なるような構造となっている。また、各見附には城門枡形石垣や橋台石垣などが残り、これにより当区間の堀が城郭の一部であることを知ることができる。

こうした史跡特性を鑑み、当区間の地区区分として、5ヶ所の見附と見附に区切られた4区間の堀に分け、さらに堀は、文化財などの保存状況による保存管理方法の差異により細分した。これらの構成は、図4-3-1に図示した。

a. 見附

見附は5地区を設定した。主として見附の機能を構成する枡形石垣、橋台および橋、道路（街道）などにより構成される。当該地区は、枡形門とともに隣接する土塁を一体的に保存管理する必要がある、また連続する地下遺構などの存在を勘案して、その範囲も含めて地区を設定する。また、今後新たに地区外に遺構が確認された場合には、範囲を拡大する。

b. 堀

堀は、見附に区切られた堀を4地区として設定し、さらに遺構などの保存状況によって細区分を行い、合計で6区分とした。なお、牛込門北側の土塁については、堀としての保存管理が望まれるため、牛込濠地区に含むこととした。

c. 五番町街区

千代田区五番町の街区は、江戸時代から外堀の範囲ではなく、旗本屋敷であり民有地に引き継がれているため見附や堀から独立し、五番町街区地区とした。

② 虎ノ門周辺

虎ノ門西方に点在する堀石垣3ヶ所と櫓台石垣1ヶ所の計4ヶ所の石垣を合わせて虎ノ門地区として取扱う。

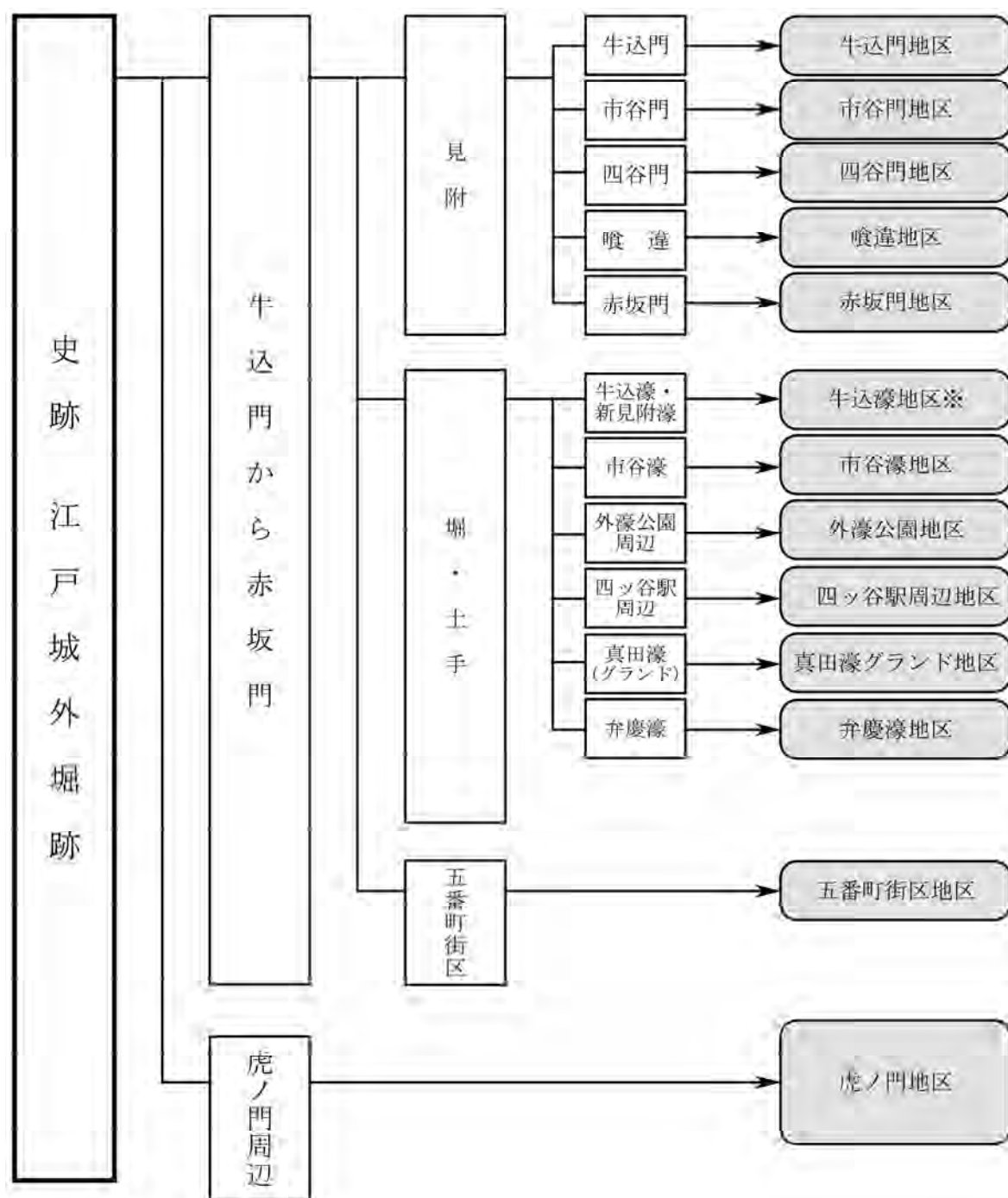


図4-3-1 地区区分の構成 （※牛込門北側の土塁を含む）

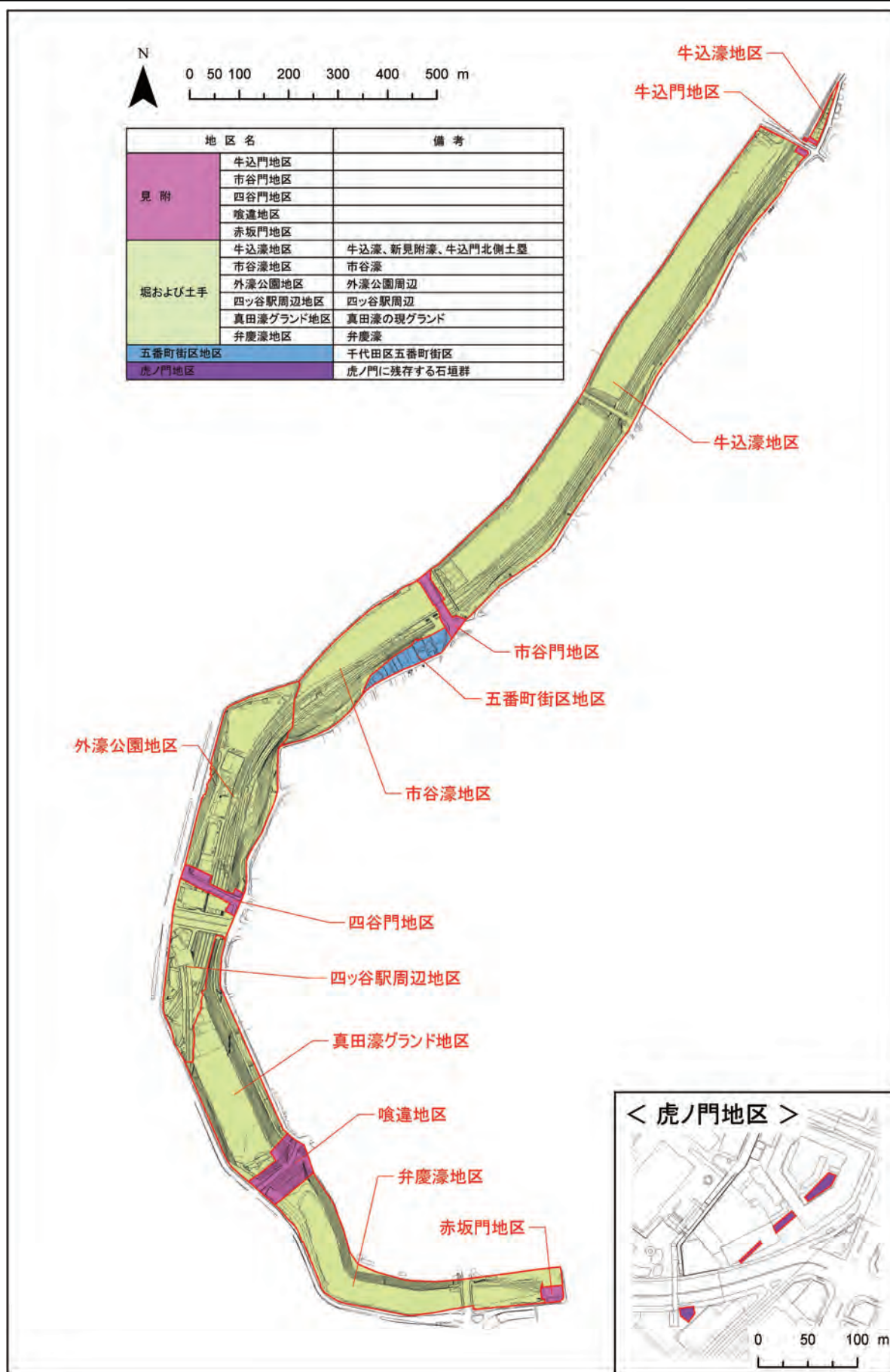


図4-3-2 地区区分図

(2) 地区区分ごとの保存管理方法

1) 牛込門・赤坂門間

a. 見附

a-1. 牛込門地区

【保存状況】

- ・ 枅形石垣は、概ね半分が保存されている。このうち、北側石垣（渡櫓台石垣）は、昭和 47・48 年に文化庁によって解体修復されている。
- ・ 橋台石垣は南面、北面（未指定）とも露出しており、指定地の見附では最も構造物が良好に保存されている。ただし建物などで遮蔽された部分がある。

【保存管理方法】

- ① 良好な状態にある枅形石垣及び橋台石垣などの見附に関わる構造物は、顕在化が図れるよう適宜関係機関と調整し、発掘調査などの成果を踏まえ、必要に応じて復旧・修理を行う。
- ② 石垣などを被覆し、顕在化を妨げている植物などは、定期的な草刈、木竹の伐採を行い、視認できるよう維持管理する。
- ③ 橋台石垣(地下遺構含む)は、追加指定も視野に入れて一体的に保存する。
- ④ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。隣接する道路（補助 74 号線）の改修は、遺構の保存を図るとともに、橋梁の意匠については見附としての景観の調和を図る。
- ⑤ 見附に関連する遺構の保存に影響を及ぼす建築物などは、指定地外への誘導、縮小などや公有化も視野に入れて史跡の保全に努める。
- ⑥ 牛込橋上から堀を望む景観を維持するため、柵などの更新については、視認を遮らないよう景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

a-2. 市谷門地区

【保存状況】

- ・ 枅形石垣は残存していないが、橋台石垣は保存されている。
- ・ 橋台石垣は北面が露出し、南面石垣は新しく石垣が築かれているものの、その背面には旧来の石垣の一部が地下に保存されている。

【保存管理方法】

- ① 現存する橋台石垣などの見附に関わる構造物は、顕在化が図れるよう適宜関係機関と調整し、発掘調査などの成果を踏まえ、地下遺構も含めて保存を図り、必要に応じて復旧・修理を行う。
- ② 石垣などを被覆し、視認を妨げている植物などは、定期的な草刈を行い、石垣が視認できるよう維持管理する。

- ③ 見附に関連する遺構が発見された場合は、保存を図るとともに、その状況に応じて復旧・修理を含めた保存を行う。
- ④ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。道路（放射 6 号線）の改修は、遺構の保存を図るとともに、見附としての景観との調和を図る。
- ⑤ 市ヶ谷橋上から堀を望む景観を維持するため、橋梁欄干や柵などの更新については、視認を遮らないよう景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

a－3. 四谷門地区

【保存状況】

- ・ 枅形門石垣は、北側石垣が現存し、南側石垣は J R 四ッ谷駅麹町口駅舎の下部に保存され、一部が露出している。北側石垣は、江戸期の位置と若干異なるため、明治 30 年代の枅形撤去、市街電車敷設によって移築された可能性がある。さらに昭和 34 年に、千代田区によって石垣築石にはコンクリートによる目留めが施されており、良好な状態とはいえない。指定地外では、渡櫓台石垣根石の一部が駅前トイレ下に保存される。
- ・ 門前の橋は、旧来は土橋であったが、現在は新四谷見附橋や駅諸施設となり、多くが滅失している。

【保存管理方法】

- ① 現存する枅形石垣などの見附に関わる構造物は、顕在化が図れるよう適宜関係機関と調整し、発掘調査などの成果を踏まえ、地下遺構も含めて保存を図り、必要に応じて復旧・修理を行う。
- ② 発掘調査などによって玉川上水遺構が発見された場合は、その状況に応じて復旧も含めた保存方法を検討する。
- ③ 石垣などを被覆し、視認を妨げている植物などは、定期的な草刈、木竹の伐採を行い、視認できるよう維持管理する。
- ④ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。道路（補助 64 号線）の改修は、遺構の保存を図るとともに、見附としての景観との調和を図る。
- ⑤ 見附に関連する構造物の保存に影響を及ぼす建築物などは、指定地外への誘導、縮小などや公有化も視野に入れて史跡の保全に努める。

a－4. 喰違地区

【保存状況】

- ・ 喰違虎口は、大部分が保存されているが、土塁が一部流出し、部分的に削り取られ擁壁となった個所がある。
- ・ 土橋は、発掘調査により段切りと丁寧な版築によって築いたことが確認され、構築当

IV. 保存管理

初の土橋の形状を留めていることが判明した。また、土橋上を通過する道は、喰違虎口の屈曲が緩やかになっているが、道路復員は基本的に江戸時代と変更は認められない。

- ・ 真田濠と弁慶濠を繋ぐように土橋を横断する溝が発掘調査により確認され、排水暗渠があったと考えられ、真田濠側には石組および煉瓦積みの吐水口が現存する。

【保存管理方法】

- ① 現存する喰違虎口は、顕在化が図れるよう関係機関と適宜調整し、土塁流出を防止するとともに、必要に応じて学術調査を行い、その成果を踏まえて、虎口の復旧・復元を行う。
- ② 喰違の土塁を被覆し、遺構の保存や視認を妨げている植物などは、定期的な草刈、木竹の伐採を行い、適切に維持管理する。
- ③ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。道路（補助 64 号線）の計画に対しては、遺構の保存、および見附としての景観との調和を図るとともに、拡幅などがないように調整する。
- ④ 喰違土橋上から堀を望む景観を維持するため、柵などの更新については、視認を遮らないよう景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

a－5. 赤坂門地区

【保存状況】

- ・ 枅形石垣は露出している遺構のほかに、地下遺構として残存する。
- ・ 枅形石垣の約 1/3 が残存する。高麗門北側の石垣は保存されているが、南側は明治期の市区改正で解体された。
- ・ 枅形石垣の外周には門に伴う排水の石組溝が地下に保存されている。

【保存管理方法】

- ① 現存する枅形石垣などの見附に関わる構造物は、視認が図れるよう所有者（民有地）など関係機関と適宜調整し、発掘調査などの成果を踏まえ、地下遺構も含めて保存を図り、必要に応じて復旧・修理を行う。また、地下遺構として残存する枅形石垣などの地下遺構は、関係機関と調整し、将来顕在化を図るなどの措置を行う。
- ② 石垣などを被覆し、視認を妨げている植物などは、定期的な草刈、木竹の伐採を行い、視認できるよう維持管理する。

b. 堀および土手

b－1. 牛込濠地区（牛込濠・新見附濠）

【保存状況】

- ・ 明治 20 年代に堀を埋めて造られた新見附橋があるが、この地域の堀は水面をほぼ良好

に残している。

- ・ 郭内（千代田区側）の土塁は本来緩やかな法面であったが、明治期の甲武鉄道敷設以来の掘削により、現況は急勾配の斜面となってコンクリートによる擁壁となっている。
- ・ 郭外（新宿区側）の土手法面は、外堀通りによって部分的に埋め立てられている。
- ・ 郭内（千代田区側）の土塁法面は、急勾配かつ樹林が形成されているため、土塁の保護対策が必要である。
- ・ 牛込門北側隣接の土塁は建物により部分的に壊され、消失が激しい。

【保存管理方法】

- ① 堀水面と土手の現状地形を保存する。
- ② 土手法面は鉄道用地利用のため削剥され、急斜面となる。現状法面は安全対策を図り保護したうえで、極力地形の変更を避け、緑化などの工法を充分検討し、統一的な景観とする。
- ③ 植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保などを目的として、適宜実施する。
特に郭内土手では、眺望に優れ開放的な樹林環境を創出するため、適切な管理を実施する（詳細については53頁、「4. 植生管理」を参照）。
- ④ 堀への汚水の流入防止や水質浄化を図る。
- ⑤ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。隣接する都市計画道路（環状2号線）の計画に対しては、遺構の保存、外堀の地形を維持するとともに、景観への影響を最小限に留めるように調整する。
- ⑥ 土手・堀の保護や、本質的価値を阻害する建築物などは、指定地外への誘導、縮小などや公有化も視野に入れて史跡の保全に努める。
- ⑦ 土手遊歩道、新見附橋、外堀通りからの眺望点を設けるとともに、その周辺の工作物や樹木は、更新にあたって景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

b-2. 市谷濠地区（市谷濠）

【保存状況】

- ・ 当地区の堀は、水面をほぼ良好に残している。
- ・ 郭内（千代田区側）の土手は、甲武鉄道敷設以来の削剥が大きく、多くは急勾配の斜面となっているが、旧四番町隧道の北側については、旧来の地形に近いものと考えられる。
- ・ 郭外（新宿区側）の土手法面は、外堀通りによって部分的に埋め立てられている。

【保存管理方法】

- ① 堀水面と土手の現状地形を保存する。
- ② 土手法面は鉄道用地利用のため削剥され、急斜面となる。現状法面は安全対策を図り保護したうえで、極力地形の変更を避け、緑化などの工法を充分検討し、統一的な景観

とする。

- ③ 植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保などを目的として、適宜実施する。
特に郭内土手では、土手の歴史的な植生環境としてクロマツ林を保全するための適切な管理を実施する（詳細については「4. 植生管理」を参照）。
- ④ 堀への汚水の流入防止や水質浄化を図る。
- ⑤ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。隣接する都市計画道路（環状2号線）の計画に対しては、遺構の保存、外堀の地形を維持するとともに、景観への影響を最小限に留めるように調整する。
- ⑥ 土手・堀の保護や、本質的価値を阻害する建築物などは、指定地外への誘導、縮小などや公有化も視野に入れて史跡の保全に努める。
- ⑦ 土手遊歩道、外堀通りからの眺望点を設けるとともに、その周辺の工作物や樹木は、更新にあたって景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

b-3. 外濠公園地区

【保存状況】

- ・ 堀は、埋め立てられて公園、グラウンドに利用されている。地区内には建築物があり、一部は現状変更の期限が付されている。
- ・ 外濠グラウンド内の土手（新宿区側）は、外堀通りおよび公園利用によって削剥および埋立てが行われている。
- ・ 郭内（千代田区側）の土手のうち、旧四番町隧道の南側については、旧来の地形に近いものと考えられる。

【保存管理方法】

- ① 堀水面は埋め立てられているが、台地を開削して建設された地形を保全する。
- ② 土手法面は、鉄道用地利用のため削剥され急斜面となる部分と旧来法面が保護されている地域があるため、法面の特性を踏まえたうえで取り扱う。急斜面は、安全性を確保するとともに地形改変は極力避け、緑化などを十分に検討する。旧来の法面が残る範囲は、地形の変更を避け、本来的な江戸城外堀の土手の地形を維持し、土手法面も含めて遊歩道を開放的に保つ。
- ③ 植生の管理は、公園緑地かつ史跡として、安全性の確保や風致の維持、眺望確保などを目的とし適宜実施する（詳細については「4. 植生管理」を参照）。
- ④ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。隣接する都市計画道路（環状2号線）の計画に対しては、遺構の保存、外堀の地形を維持するとともに、景観への影響を最小限に留めるように調整する。
- ⑤ 土手・堀の保護や、本質的価値を阻害する建築物などは、指定地外への誘導、縮小など

や公有地化も視野に入れて、史跡の保全に努め、公園諸施設も外堀の地形を顕在化するように、景観に調和したものとする。

- ⑥ 土手遊歩道、公園内、外堀通りからの眺望点を設けるとともに、その周辺の工作物や樹木は、更新にあたって景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

b-4. 四ッ谷駅周辺地区

【保存状況】

- ・ 堀は史跡地の中では明治期の甲武鉄道敷設以来、最も早くから埋め立てられた地域である。
- ・ J R 四ッ谷駅・東京メトロ四ッ谷駅などによって堀および土塁ともに形状に大きな変化が見られる。

【保存管理方法】

- ① 残存する外堀の地形を維持し、存在を明らかにする表示などに努める。
- ② 建物の増改築にあたっては、史跡との調和、地下遺構に配慮して計画する。

b-5. 真田濠グランド地区

【保存状況】

- ・ 本来、堀は水濠であったが、戦後、瓦礫で埋め立てられている。しかし埋立ての範囲がかつての水面とほぼ同じ高さであるため、堀の平面的な範囲を現在に伝えている。
- ・ 郭内土手は、旧地形はよく留めている。また、水敲きの石垣も部分的に旧来のものが残っている。
- ・ 郭内土手の斜面の植生は、定期的な管理により維持されてきた自然度の高い二次草地として評価できる。

【保存管理方法】

- ① 堀水面は埋め立てられているが、水面と土手の地形が良好に残っているため、堀と土手という地形を保全し、周辺景観を遮るような建築物などは移転や縮小などを含めて調整する。
- ② 土塁は旧来の法面が保護されているため、地形の変更を避け、現状法面の保存を図る。
- ③ 植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保などを目的として、適宜実施する。特に郭内土手では、自然度の高い二次草地を保全するための適切な管理を実施する（詳細については「4. 植生管理」を参照）。
- ④ 公共・公益上必要な施設の改修は、遺構などの保存を前提とし、歴史的景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。隣接する都市計画道路（環状2号線）の計画に対しては、遺構の保存、外堀の地形を維持するとともに、景観への影響を最小限に留めるように調整する。
- ⑤ 土手・堀の保護や、本質的価値を阻害する建築物などは、指定地外への誘導、縮小など

も視野に入れて、史跡の保全に努め、グランド諸施設も外堀の地形を顕在化するように、景観に調和したものとする。

- ⑥ 土手遊歩道、外堀通りからの眺望点を設けるとともに、その周辺の工作物や樹木は、更新にあたって景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

b-6. 弁慶濠地区（弁慶濠）

【保存状況】

- ・ 堀水面は、郭外側（港区側）では高速道路や外堀通りなどにより改変されているが、郭内（千代田区側）の水面範囲や土手の形状はほぼ原形を留めている。
- ・ 本地区は隣接して紀州藩徳川家上屋敷と彦根藩井伊家中屋敷という親藩・譜代大名の屋敷が所在した。他の地区は郭内（千代田区）側に土手が存在するが、本地区は屋敷と一続きであったために土塁の存在は不明瞭である。ただし、弁慶橋の橋詰で東西両側に高さ3～4mの土塁が一部存在し、この部分が原形を留めている可能性がある。
- ・ 現在はホテルニューオータニ側の土手は広葉樹林で覆われている。樹種の変貌はあるが、これは江戸時代の彦根藩井伊家中屋敷の樹林を継承していると推察される。
- ・ 郭外（港区側）の土手は、土塁状の高まり（小土手）があったと考えられるが、現在痕跡は留めていない。

【保存管理方法】

- ① 土手法面は上端が削り取られている可能性があるものの、ほぼ原形を留めているため、そのき損に対する適切な保護を図るとともに、特に土塁の存在を示す弁慶橋橋詰め部分の地形を継承するよう調整する。
- ② 現代に引き継がれたホテルニューオータニの土手法面の植生は、シイやクスノキなどの老木など史跡地内の植生を示す樹木について保全を図るとともに、傾斜木や枯損木、実生木を適宜除去するなど、適正に維持管理を行う。また、歴史的に培われてきた樹林帯としての景観にも配慮する。
- ③ 道路拡幅により埋め立てられている部分や、高速道路などで覆われている部分は、将来交通システムが再整備されるまで、現状以上の規模拡大がないよう調整する。
- ④ 弁慶橋は、明治22年に千代田区岩本町にあった弁慶橋の擬宝珠など旧材を利用して架けられた橋で、その後昭和2年と昭和60年に架け直されているが、橋の意匠は継承されている。もともと江戸時代にはこの位置に橋はないため、史跡との直接的な関連はないが、史跡地内にある点や風致地区である点などから、江戸時代風の意匠を有した橋として引き継がれているため、今後も継承できるよう調整する。
- ⑤ 弁慶橋上から堀を望む景観を維持するため、橋梁の改修、更新については、視認を遮らないよう景観へ配慮する構造、規模、意匠とする。

c. 五番町街区地区

【保存状況】

- ・ 市谷門の南側隣接地にあたり、元禄年間までは外堀の土手に隣接した馬場であったが、それ以後旗本屋敷が置かれ、近代以降民有地となって現代に引き継がれる。
- ・ 地区に隣接する土塁は、江戸時代からの衰亡が著しく、ほとんど土塁の高まりは残っていない。現在は住宅地になり、関連する遺構の存在は期待できない。

【保存管理方法】

- ① 旧来の土塁などの地下遺構を把握し、確認された場合は適切な保存を図る。
- ② 江戸城外堀の範囲を確認し指定範囲の見直しなどについても検討する。

2) 虎ノ門地区（141頁、図11-1-13参照）

【保存状況】

- ・ 虎ノ門周辺の史跡は、点在して部分的にしか残らないが、江戸城東方の高石垣を主体とした堀の状態を良く示している。
- ・ 文部科学省内に3地点（A～C地点）、外堀通りを挟んで櫓台石垣の1地点の計4地点の石垣からなる。
- ・ 文部科学省内の史跡は、約68.3mの石垣が保存され、多くは地中下に残された高さ2m程の石垣であるが、原状を示す高さ7.4m（14段）の石垣が部分的に残る。
- ・ 櫓台石垣は、4辺のうち2辺が露出し保存されていることがわかるが、地中下の状況は判然としない。露出した石垣は、部分的に築石のずれが生じている。
- ・ 石垣の構造は、土台木の上に築石を築き、背面には裏込めおよび版築盛土、根石前面には根固めのための割栗石が充填されている。この石垣構造は、寛永13年に構築された状況をよく残しており、刻印によって普請大名が確認され、また御手伝普請による大名の丁場境の様子も残している。

【保存管理方法】

- ① 遺構がき損、衰亡している場合は、学術調査などの成果を踏まえて適宜修理、復旧を行う。
- ② 石垣の顕在化とともに江戸城外堀の範囲を示す表示を計画する。
- ③ 石垣の整備・公開に必要な施設や、石垣の保存のための排水管などの必要な施設を設置するとともに、適切に維持管理を行う。

表4-3-1 各地区における現状整理

地 区 名		本質的価値を構成する 諸要素	土地利用・所有		都市計画による規制誘導									
			主な土地利用など【主な植生・植栽】	主な土地所有者・管理者	都市施設									
					都市計画緑地		地域地区・地区計画							
見 附	牛込門地区	【石垣】 枅形石垣が良好に遺存 橋台石垣が良好に遺存。但し、一部未指定	石垣遺構 橋台	千代田区 民間 東京都・千代田区	補助 74	都 市 計 画 緑 地	富士見二丁目北部地区	第 2 種 風 致 地 区						
	市谷門地区	【石垣】橋台石垣が遺存良好	道路（市ヶ谷橋） 鉄道用地	東京都 ＪＲ東日本	放射 6									
	四谷門地区	【石垣】枅形石垣が良好に遺存 【植生】枅形石垣上のムクノキ古木	道路（新四谷見附橋） 鉄道用地（四ッ谷駅麹町口駅舎） 石垣遺構 店舗（公設市場）	千代田区 ＪＲ東日本 千代田区・ＪＲ東日本 新宿区 千代田区	放射 5									
			喰違地区	【虎口】良好に遺存 【土橋】良好に遺存 【暗渠】良好に遺存、吐水口残る	道路 土塁・土橋遺構【草地、クスノキ】				千代田区 国土交通省	補助 65				
			赤坂門地区	【石垣】枅形石垣一部残存(地下遺構あり)	石垣遺構 商業施設				国土交通省 民間					
	堀および土手	牛込濠地区 （牛込濠・新見附濠）	【堀】水面現存 【土手】削剥されるが残存	土手土塁	樹林【エノキ、クロマツ、サクラ】				財務省 ＪＲ東日本	補助 65		富士見二丁目北部	第 2 種 風 致 地 区	
堀				鉄道用地 水面 店舗	国土交通省 民間									
				新見附橋 牛込門 北側土塁	道路（新見附橋）【サクラ】 店舗 公園（千代田区立児童遊園）	千代田区 千代田区 千代田区								
				市谷濠地区 （市谷濠）	【堀】水面現存 【土手】削剥されるが残存。部分的に原形に近い地形が遺存	土手土塁	樹林【クロマツ、サクラなど】	千代田区 ＪＲ東日本						
堀						鉄道用地（線路及びホーム） 水面 店舗	国土交通省 国土交通省							
外濠公園地区				【堀】埋立により形状大きく改変	土手土塁	樹林【クロマツ、サクラ、低木・草地】	千代田区 ＪＲ東日本							
		堀	鉄道用地（線路） 公園（外濠公園） 公園内建築物		財務省 ＪＲ東日本 民間									
			四ッ谷駅周辺地区		【堀】埋め立てられ、形状も改変 【土手】削剥、埋立により形状が大きく改変	土手土塁	樹林及び草地 【クロマツ、サクラ、草地・低木】		国土交通省 ＪＲ東日本					
						堀	道路（国道20号線・四谷見附橋） 鉄道用地（四ッ谷駅舎及びホーム） 店舗		国土交通省 国土交通省 ＪＲ東日本 ＪＲ東日本 民間					
真田濠グランド地区		【堀】埋め立てられるが、形状は良好に現存 【土手】原形をよく留める。水敲石垣も現存 【植生】土手のクロマツ古木。郭内土手は定期的な管理により維持されてきた自然度の高い二次草地となる		土手土塁 堀			樹林及び草地【草地、クロマツ、サクラ】 グランド	国土交通省 東京都			紀尾井町地区計画区域			
				弁慶濠地区 （弁慶濠）			【堀】水面が現存し、原形をほぼ留める 【土手】内側はよく原形を留めるが、外側は改変が大きい 【植生】斜面林は往時の植生を継承していると推察される	土手土塁 堀				樹林【クスノキ、スダジイ、タブノキ】 植栽地【サクラ、ツツジ】 水面 道路（弁慶橋） 首都高速道路		
五番町街区地区			宅地 鉄道用地（市ヶ谷駅舎）		民間 ＪＲ東日本									
虎ノ門地区		【堀】ほぼ消滅するが、一部遺存の可能性あり 【石垣】部分的に遺存する 【櫓台】一部残存(地下遺構不明)	石垣遺構		文部科学省				商業地域 一団地の官公庁施設 霞ヶ関三丁目南地区再開 発等促進を定める地区計画					

※土地所有者のうち、東日本旅客鉄道株式会社は「ＪＲ東日本」と表記する。

4. 植生管理

植生管理は、「3. 地区区分 (2) 地区区分ごとの保存管理方法」に示された日常的な維持管理行為の主要を占める重要な事項であるため、具体的な管理項目やその方法について示す。

本節では、史跡全般における植生の一般的な管理や整備の内容について示すとともに、特定の地区において実施する歴史的景観の復元や公開活用にあふさわしい環境の創出を目的とした積極的な植生整備の内容について、その具体を示す。

(1) 植生管理の項目および方法

史跡地全般に関わる植生管理の共通事項として、以下ア～カを示す。

ア. 歴史的価値を構成する樹木の保護育成

現存する樹木のうち、以下の①～②に該当する樹木については、積極的に保護育成を図る。但し遺構の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合、または道路や鉄道・建築物など、都市施設機能の安全性を脅かす恐れがある場合については、伐採も含めた対策を検討する。

①近世から生育することが確認、または推定される古木

四谷門地区：ムクノキ古木（胸高直径 128cm）

真田濠地区：クロマツ古木（胸高直径 94cm）

弁慶濠地区：イヌマキ古木（胸高直径 85cm、年輪数 218 年以上）

カヤノキ古木（胸高直径 93cm、年輪数 222 年以上）

②近世の植栽を踏襲するクロマツ（郭内土手上部）

- ・ 保護育成の対象樹木は、過度な落ち葉かきなどにより、根系が露出しないことに配慮する。既に根系が露出する樹木については、根系周辺の腐食層を確保するとともに、根元を踏み固めないなどの対策を講ずる。
- ・ 樹木の生育に影響を及ぼす範囲（概ね樹冠を投影した地表面の範囲）における工作物などの設置は行わず、また既に設置されているものに関しては、可能な限り撤去する。
- ・ クロマツは、マツ材線虫病に留意し定期的に観察を行う。周辺も含め被害木が確認された場合には、速やかに伐採し、破碎（チップ化）、焼却処理などを実施する。生育が良好な個体についても、特に保護の必要性の高い古木については、予防のために薬剤の樹幹注入を行うなどの措置を講じる。
- ・ 上記以外にも、専門家による定期的な診断を行い、診断に基づく適切な措置を実施する。

イ. 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植物の管理

○石垣の保護・顕在化

石垣において樹木が生育すると、根系の進入による積石の孕み、樹木の転倒に伴う石垣のき損に繋がる恐れがあるため、早期に対策を講じる必要がある。また石垣が現存していても

植物に被覆されていることが多いため、これらを管理して石垣の顕在化を図る。

- ・ 石垣に生育する樹木は、根系による遺構への影響を回避するために早急に伐採を行う。但し保護育成の対象とする樹木については、生育状況が極めて悪いと判断される場合以外は、可能な限り石垣との共存を図ることとする。
- ・ 根系の除去が、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、根系が枯死・腐朽した後に除去を行う。
- ・ 石垣を被覆し、その顕在化を妨げる低木やつる植物、草本類については、定期的に刈取りを行う。刈草などは、史跡地の風致の保護の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。

○土手の洗掘防止

史跡の郭内土手（園路周辺）では、踏圧や過度な清掃などにより裸地が発生しており、表土の流亡や樹木根系への悪影響に繋がることが懸念されるため、対策を図る。

- ・ 発生した裸地では、立ち入りを制限するなどの対策を講じるとともに、腐食土や木材チップを敷く、地被植物（ジャノヒゲ、ヤブラン、シャガ、ギボウシなど）を根じめに用いるなどして、洗掘の防止、植生の回復に努める。
- ・ 既に表流水が小規模な流路を形成している箇所では、上記の措置のほか必要に応じて土本的な整備についても検討する。

ウ. 危険樹木の取扱い

史跡地では土手の大半が樹林地として維持されており、一部では急傾斜地にも樹木が生育する。土手の園路には多くの歩行者があり、また土手斜面の下部には鉄道施設が存在するため、樹木の転倒、落枝などを未然に防ぎ、安全性の確保に努める必要がある。

- ・ 斜面下部方向が鉄道施設などとして利用されている土手のうち、特に急傾斜地では樹木が高木となることを抑制するため、伐採を行う。
- ・ 主幹の傾斜が概ね垂直方向から 60 度以上に傾いている樹木については伐採を行う。また、伐採する樹木のうち、保存する必要性のあるものは、萌芽枝により樹姿を整える。
- ・ 傾斜地に生育する樹木のうち、特に根系が浅く、転倒の危険性の高い樹種については伐採を行う。
- ・ 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採を行う。枝おろしは、切断面から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講ずる。
- ・ 落下の危険性の高い横枝は、適宜枝おろしを実施する。
- ・ 倒木が確認された場合には速やかに搬出する。
- ・ 伐採材などは、史跡地の風致の保護や災害回避の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。

エ. 史跡の風致を維持するための植物の管理

○植栽樹木の管理

史跡地には公園緑地として多くの植栽が施されており、これらの植物の維持管理についても引き続き実施する。

- ・ サクラ類などの植栽樹木の施肥、病虫害防除などは、必要に応じて適宜実施する。
- ・ 植栽樹木が繁茂し、見通しが悪くならないように剪定、刈り込みを適宜実施する。また枝先が他の敷地内に伸長している樹木は枝おろしまたは伐採を行う。枝おろしは、切断面から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講ずる。
- ・ 史跡地の歴史性にそぐわない外来の植栽植物や野生化した逸出植物は、段階的に除去を行う。(プラタナス、エンジュ、トウネズミモチ、トウカエデ、カミヤツデなど)
- ・ 伐採材、剪定枝葉などは、史跡地の風致の保護や災害回避の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。

○刈取り除草

史跡地内には、クズを始めとしたつる植物、林縁や草地にいち早く出現する実生の低木、広場や路傍に生育する荒地雑草が多く生育している。これらの繁茂は遺構の顕在化を妨げるのみならず、史跡地の風致が損われるため、積極的に管理を行う必要がある。

- ・ つる植物（クズ、ナツツタ、ヤブガラシなど）が、斉一に広がることや、樹木などを被覆することを防ぐために、つる切りや刈取りを実施する。つる植物の防除は5～7月が適期となる。
- ・ 特にクズは、史跡地内に繁茂させないことを基本とする。既にクズが繁茂している場所では、クズがある程度減少するまで数年間、継続的に防除する。
- ・ 草本に混じり発生する実生の低木は、適宜伐採を行う。(ヤマグワ、エノキ、ムクノキ、ヤマグワ、カジノキ、ヌルデなど)
- ・ 広場や路傍に生育する荒地雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、刈取りを適宜実施する（基本的に初夏と晩秋に実施）。
- ・ 樹林地の林床における低木、ササ類、下草が高茎となり繁茂しないように、適宜下草刈りを行う。
- ・ 刈草などは、史跡地の風致の保護の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。

○落葉などの清掃

落葉が散乱し、吹き溜まることは、場所によっては風致を損なうことに繋がるため、必要に応じて清掃を行う必要がある。

- ・ 落葉、落枝などの清掃は、見附や土手の平場を中心に必要に応じて行う。但し、樹木根系の露出や裸地の形成に繋がる過度な落葉の除去は行わない。
- ・ 落葉などは、史跡地の風致の保護の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。

オ. 眺望確保のための植物の管理

樹木を始めとする植物が繁茂し、史跡地の立地や歴史性を理解する上で重要な眺望を阻害しているため、その確保のために管理を行う必要がある。

- ・ 眺望を阻害する高木は枝おろしを行う。また枝おろしでは眺望の確保が難しい場合には、必要に応じて伐採を行う。枝おろしは、切断面から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講ずる。
- ・ 眺望を阻害する低木やつる植物は、必要に応じて剪定、刈り込み、伐採を行う。
- ・ 伐採材、剪定枝葉、刈草などは、史跡外へ搬出することを原則とする。

カ. 修景のための新たな植栽

史跡地周辺は、都市としての様々な土地利用が行われており、史跡地の風致の維持のために必要と判断された場合には、修景や遮蔽のための植栽を施す。

- ・ 公園としての修景、建築物や工作物、鉄道施設などの遮蔽を目的として植栽を施す必要がある場合には、在来種のうち、地域の気候風土や史跡地の歴史的風致に適合した植物を用いる。但し、地形の保存状況が良好な場所では、高木の植栽は必要最低限に留める。

(2) 地区区分ごとの管理内容の設定

表4-4-1に地区区分ごとにおける植生の管理方針および管理項目について示す。堀および土手に含まれる地区では、郭内土手、郭外土手、堀水面などの場所により行うべき植生管理が異なるため、より詳細に区分を行い、対応する植生管理項目を示した。

さらに植生管理による積極的な環境創出を行う地区や場所については、「(3) 植生管理等による環境整備」において、その詳細を示す。

表4-4-1 各地区における植生の管理目標および管理項目

植生管理区分			植生管理の方針	植 生 管 理 項 目 (詳細は 53～56 頁参照)					
				ア.	イ.	ウ.	エ.	オ	カ
				史跡地の風致を構成する植物の保護育成	遺構の保存に影響を及ぼす植物の管理	史跡地の安全性を脅かす植物の管理	史跡の風致を維持するための管理	眺望確保のための植物の管理	修景のための新たな植栽
見 附	牛込門地区		植物の繁茂を抑制する。 特に石垣の保存や顕在化、眺望の確保、見附としての風致に留意する。		●石垣の保護・顕在化 クズ、低木の除去		● クズの除去 実生低木の除去	●牛込濠への眺望の確保	
	市谷門地区				●石垣の保護・顕在化 つる植物の除去		● つる植物の除去		
	四谷門地区			● ムクノキ古木	○石垣の保護・顕在化		○		
	喰違地区		積極的な管理により、草地を中心とした環境を復元する。			○	○	●弁慶濠への眺望確保	
	赤坂門地区		植物の繁茂を抑制する。 特に石垣の保存や顕在化、見附としての風致に留意する。		○石垣の保護・顕在化		○ ヤシ類の除去		
堀および土手	牛込濠地区 (牛込濠・新見附濠)	郭内土手	積極的な管理により、樹林を維持しつつ、開放的な環境を創出する。特に眺望確保に留意する。	● クロマツ	●土手の洗掘防止 園路周辺の裸地	● クロマツ傾斜木	● クズの除去	●郭外への俯瞰景の確保	○
		郭外土手	植物の繁茂を抑制する。	○		○	○	○郭内への仰観景の確保 ※水上利用に留意	
		新見附橋	植物の繁茂を抑制する。特に眺望確保に留意する。	○		○	● クズの除去 実生低木、シュロの除去 刈取り	●堀方向への眺望の確保 サクラ以外の樹木は除去	
		堀水面	魅力ある水辺環境の創出を目指す。						
	市谷濠地区 (市谷濠)	郭内土手	積極的な管理により、樹林を維持しつつ、開放的な環境を創出する。	● クロマツ	●土手の洗掘防止 園路周辺の裸地	● クロマツ倒木	●	○郭内への仰観景の確保	○
		郭外土手	植物の繁茂を抑制する。	○		○	○	●郭内への仰観景の確保	
		堀水面	魅力ある水辺環境の創出を目指す。						
	外濠公園地区		公園緑地としての植生管理を行うとともに、史跡としての風致に留意する。			○	○	○郭内への仰観景の確保	○
	四ッ谷駅周辺地区		植栽整備や植物の繁茂を抑制することで修景を図る。				○		○
	真田濠グランド地区	郭内土手	積極的な管理により、土手斜面を草地を中心とした環境として復元する。	● クロマツ古木 クロマツ	●土手の洗掘防止、 園路周辺の裸地	● 急斜面の植栽木	● クズの除去	●郭外への俯瞰景の確保	
		郭外土手	植物の繁茂を抑制する。	○		○	○	●郭内への仰観景の確保	
		グランド	植物の繁茂を抑制する。				○ 刈取り		
	弁慶濠地区 (弁慶濠)	郭内土手	積極的な管理により、良好な樹林環境を保全しつつ、安全性を確保する。	● クスノキ大径木 カヤノキ古木 イヌマキ古木		● 傾斜木、枯損木など多数	○ シュロの除去		
		郭外土手	植物の繁茂を抑制するとともに、植栽などにより修景を図る。			○	● クズの除去	○ ※現況は比較的良好	● 高速道路下の日陰地
		堀水面	魅力ある水辺環境の創出を目指す。						
五番町街区地区			植物の繁茂を抑制する。				○		
虎ノ門地区			植物の繁茂を抑制する。特に石垣の保存や顕在化に留意する。		○石垣の保護・顕在化		○		○

注1) ●○:は管理の実施を表す。●は特に管理の必要性の高い項目を表す。 注2) グレー表示された地区では、植生管理による積極的な環境創出を行う。詳細については、「(3)植生管理等による環境整備」を参照。

(3) 植生管理等による環境整備

史跡地のうち、以下に示す地区や場所では、植生の一般的な管理を持続するとともに、大規模かつ長期的な植生の管理および整備によって、歴史的な植生環境や景観の形成、公開活用に適した史跡空間の形成を目指す。

a. 草地植生の復元

a-1. 喰違地区

喰違地区の土橋や土塁における草地を主とした見晴らしの良い歴史的景観を中長期的な管理目標として、植生の管理および整備を行う。

- ・ 土橋南側や土塁上に生育する樹木は伐採を行うことを基本とする。但し急激に環境を変化させないように段階的に実施する。
- ・ 樹木の伐採は、第一に枯損木や生育不良木の伐採を行い、次いで土橋南側に生育するエンジュ、クスノキを段階的に除去する。その他、イチョウなどの樹木については、下枝を除去して堀方向への眺望を確保することとし、長期的には必要に応じて段階的に伐採を行う。
- ・ 草地は、草丈が高くなならないよう夏季と秋季の2回以上の刈取りを実施する。

a-2. 真田濠グランド地区の郭内土手

江戸時代以来、定期的な管理により継承されてきた草地に特有、かつ都市部において希少となった植物および生育環境の保全に努めるとともに、土手の歴史的景観を継承していくための適切な管理を実施する。

- ・ クズなどのつる植物や、外来種の高茎草本及び林縁や草地に逸早く出現する実生の低木の侵入を防御し、二次草地特有の貴重な植物が生育する草地環境を保全するために、刈取りを実施する。
- ・ 当地区において群落の確認されたワレモコウ、ツリガネニンジン、アキカラマツ、カントウヨメナ、クサイチゴ、ナワシロイチゴなどは、二次的な草原や林縁に特有の植物であり、「東京都の保護上重要な野生植物種（1988版）」には位置付けられてはいないものの、区部ではその姿を見かけることは少なく貴重と判断されるため、その生育地となる草地や疎林の環境の維持管理に努める。
- ・ 上記の貴重な植物種（多年草及び木本性植物）の群落を特定し、初夏に外来種などの高茎草本や好日性の実生を刈取り、晩秋には地際で刈取りを実施する。また特定した以外の区域では、夏季と秋季に2回程度の刈取りを実施する。
- ・ 法面に生育する樹木は、比較的明るい疎林や草地の環境を維持するため、また、現在よりも樹高が高くなった場合には、転倒の危険性も増加するため、植生および景観に配慮しながら、段階的な択伐を実施する。
- ・ 定期的な植生調査を実施し、管理による草本類への影響を確認する。

b. 樹林環境の維持・改善

b-1. 牛込濠地区の郭内土手

現況の土手斜面は、エノキ、ムクノキが優占する落葉二次林として維持しつつ、眺望に優れ

開放的な環境を創出することを目標とする。

- ・ 斜面に生育するエノキ、ムクノキ、ヤマザクラなどの高木は、転倒などの危険性を生じない限り保護育成する。但し、樹木の転倒、落枝などが鉄道施設の安全性に甚大な影響を及ぼす区間であるため、鉄道及び緑地帯の管理者は、生育状況の定期的な観察と萌芽を前提とした切り戻しなどの必要に応じた安全対策の実施を義務とする。
- ・ また樹木の間隔が密であり樹冠が塞がっている場合には、枝おろしを行うとともに必要に応じて比較的生育が不良な樹木の伐採を行う。
- ・ 眺望を妨げる高木の枝は、必要に応じて枝おろしを行う。
- ・ ヤマグラ、マユミ、ニワトコ、ネズミモチ、シュロなどの中低木や、クズ、フジ、ナツヅタなどのつる植物については適宜伐採を行い、林内を常に開放的に保つ。

b-2. 市谷濠地区の郭内土手

土手斜面のクロマツ林は、土手の歴史的な植生環境を継承する樹林として、その景観を保全する。そのため比較的生育が不良な樹木から択伐を行い、樹木の生育にとって適正な立木密度として健全な樹林環境を目指す。

- ・ 樹木の枝が触れ合わず、林床に木漏れ日が差し込む程度に、択伐を行う。
- ・ 中低木やつる植物については伐採を行い、林内を開放的に保つ。
- ・ 下草の繁茂によって見通しが悪くならないよう、定期的に刈取りを実施する。
- ・ 土手におけるクロマツ林の景観維持のため、重点的に松材線虫病の被害防止に努める。

b-3. 弁慶濠地区の郭内土手（ホテルニューオータニ下）

弁慶濠地区の郭内土手に形成されたクスノキの優占する常緑広葉樹林を対象として、近世以来続く樹林地を維持しながら、安全性に留意し公開活用が可能な状態とする。当樹林は、その歴史性のみならず、都心に残された大規模かつ自然度の高い樹林であり、樹木は可能な限り伐採しないで、樹林として保全することとする。

公開にあたっては強風や大雨により、枝の落下、樹木の転倒などの危険性があるため、管理者はそれらの気象状況を把握し、必要に応じて利用者の立ち入りを制限できるようにする。

- ・ 斜面の傾斜により樹木の主幹が著しく傾斜して危険性が高いと判断された場合には、樹姿を矯正するために伐採を行い、可能な場合には萌芽枝を育成する。
- ・ 枝が斜面下方に著しく偏り、落枝や樹木の転倒に繋がる危険性がある場合には、枝おろしを行う。
- ・ 一部に進入しているタケ（モウソウチク）は、早期に全て伐採し、伐採後に新たに出現するタケについても定期的に除去する。
- ・ 下層植生が未発達な地点では、地被植物を植栽する。植栽にあたっては、地域の気候風土に配慮し、かつ比較的暗い林床に生育可能な多年草や低木を選択する。
(ヤブコウジ、テイカカズラ、サネカズラ、ジャノヒゲ、ヤブラン、キツタなど)
- ・ 表層土の崩落が著しい個所については、しがらみ柵の設置により表土の安定を図る。
- ・ 斜面北側の林床に分布するヤダケは、江戸時代の植栽を起源とする可能性があるため、刈取りを行わず保護する。

5. 現状変更の取扱いの方針および基準

史跡江戸城外堀跡は、「Ⅲ－１．史跡の特性」（23頁参照）に示したように、城郭遺構、都市形成の骨格、水系ネットワークの機能に基づく歴史的な価値（本質的価値）が存在する。これらの価値を損なうことなく将来にわたり保存するために、これらを構成する堀や土手、石垣などの遺構や堀としての地形形状について、保存が図れるよう保存管理の方法を定めるとともに、史跡地内において予測される各種の現状変更に対して、具体的な取扱い基準を設けた。

取扱いの基本方針としては、本質的価値を著しく減じる行為についての現状変更は認められないことを原則とし、史跡地内においても諸要素の分布やその保存状況、また土地利用の状況などが異なることから、地区区分ごとに現状変更の取扱い基準を定めた。

（１）史跡の現状変更

国指定史跡とは、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの（文化財保護法第2条）」として文部科学大臣によって指定されたものである。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為は、工事など次の事項が該当する。

- ア．鉄道用地・道路の管理のための修繕、改修工事
- イ．公園などの管理のための修繕、改修工事
- ウ．建築物※・構造物の新築、増築、改築、移転または除去
- カ．工作物の新築、増築、改築、移転または除去
- オ．造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立てなどの地形の改変
- カ．木竹の伐採、植栽
- キ．地中埋設物の設置、撤去
- ク．建築物・工作物などの色彩の変更
- ケ．発掘調査及び保存整備
- コ．その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を充分踏まえたうえで検討し、実施しなければならない。事業主体は文化庁、東京都教育委員会、区教育委員会の関係機関と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては、立会い）し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。規模の大きな現状変更の際には、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される委員会を設置し、計画の検討を行うことが望ましい。

※ 建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいう（建築基準法第2条13号）。

・ 新築とは、新たに建築物を建築するもので増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。

IV. 保存管理

- ・ 増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。
 - ①既存の建築と同一敷地内であること
 - ②既存の建築と用途が不可分であること
- ・ 改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
- ・ 移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

(2) 現状変更を認められない行為

- ア. 史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書（史跡江戸城外堀跡保存管理計画書）に定められた基準に反する場合
- イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合
 - 本史跡の価値とは、「Ⅲ－1. 史跡の特性」のうち、「①江戸城外堀としての歴史的特性」を指す。また、この歴史的価値を構成するものが、「本質的価値を構成する諸要素」である。

(3) 現状変更の取扱い

1) 許可を要しない行為

文化財保護法第125条の「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

a. 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき
- イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

b. 非常災害のために必要な応急措置（復旧など）

土手法面、石垣の崩壊による復旧は、「IV-3（2）. 地区ごとの保存管理方法」に準拠する。

c. 日常的な維持管理の行為

- ア. 堀・土手の維持管理行為
 - ・ 堀・水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去）
 - ・ 土手法面の清掃、植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）
- イ. 道路、鉄道用地の維持管理行為

- ・ 道路・橋梁の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち変え・補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレール・柵などの塗り替え（同系色の塗装）や破損・劣化による部分的な取り替え。
- ・ 鉄道用地の日常管理【駅舎など建築物】駅舎などの日常的な保守作業、駅舎内部の修繕・改修、駅舎などの外壁・屋根の塗装（同系色の塗装）【防災・土木】排水施設・土留擁壁などの日常的な補修【線路などの維持管理】レール・枕木の交換、線張り替え、ケーブル取り替えなどのうち、地下掘削などの土地の形状の変更を伴わないものに限る。

ウ. 公園としての維持管理行為

- ・ 植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈りなど）
- ・ 街灯などの清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修、柵などの塗り替え（同系色の塗装）

2) 区による現状変更の許可が必要な行為

（１）に示した文化財保護法第125条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を区教育委員会が行う。なお、現状変更許可の申請先は、現状変更区域の存する区の教育委員会とする。

- ア. 小規模建築物で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- イ. 工作物の設置、改修もしくは除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・側溝・案内板・街灯、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転・保安に関する小規模な施設を含む。
- ウ. 道路の舗装もしくは修繕（ただし、土地の掘削、盛土、切土、道路幅の変更など、土地の形状の変更を伴わないものに限る）
橋梁・道路の路面の補修、遊歩道の整備、道路に付帯する下水溝などの改修
- エ. 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除去
- オ. 埋設されている電線、ガス管、水道管・下水管の改修（ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないもの）
- カ. 木竹の伐採など
史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

3) 文化庁による現状変更許可が必要な行為

（１）に示した現状変更申請が必要な行為のうち、（３）－１）と２）に示したものの以外の行為については、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。

(4) 現状変更許可基準

保存管理の方法に基づき、(1)に示した現状変更の内容ごとに取扱いを以下に示し、地区ごとの取扱いは表4-5-1として掲載した。

史跡地内には、鉄道、道路、橋梁などの公益上必要な施設や、防災、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物などがある。また、史跡地の利活用にも有効な公園、遊歩道などや便益施設がある。これらの機能の維持にも配慮し、遺構の破壊や景観の影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取り扱う。

ア. 道路・橋梁・鉄道施設の改修・新設など

公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

イ. 公園施設・便益施設の改修・新設など

史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去

建築物の新築、増築、改築または史跡地内における移転は、五番町地区および倉庫等の小規模な建築物を除いて原則認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めることもある。建築物の除去は、遺構に影響の無いよう図ったうえで、認めるものとする。

エ. 工作物・土木構造物の設置・改修

防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

オ. 地形の変更

遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、土手の削剥や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めないものとする。

カ. 木竹の伐採・植樹

石垣などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。土手上および法面の植栽は、サクラなども含めて既存木の枯損などに対する更新程度に留め、大規模な植栽は、地下遺構の保護のため認めないものとする。ただし、四ッ谷駅周辺地区や五番町街区地区は、この限りではない。

キ. 地下埋設物の設置・改修

公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

ク. 発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認めるものとする。

表 4-5-1 地区ごとにおける現状変更の取り扱い基準

地 区 名		現状変更の取り扱い基準								
		ア. 道路・橋梁・鉄道施設の改修・新築など	イ. 公園施設・便益施設の改修・新設など	ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去	エ. 工作物・土木構造物の設置・改修	オ. 地形の変更	カ. 木竹の伐採・植樹	キ. 地下埋設物の設置	ク. 発掘調査及び保存整備	
見 附	牛込門地区			新築、増築、改築、史跡地内における移転は、原則認めない。	地下遺構に影響のない場合、かつ周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。	遺構の復元や保護を除く地形の変更は、原則認めない。	現状以上の植樹は、原則認めない。	公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない場合は、認めるものとする。		
	市谷門地区									
	四谷門地区									
	喰違地区									
	赤坂門地区									
堀および土手	牛込濠地区 (牛込濠・新見附濠)	公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。	史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。	新築、増築、改築、史跡地内における移転は、原則認めない。	地下遺構に影響のない場合、かつ周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。	遺構の復元や保護を除く地形の変更は、原則認めない。	土手法面における現状以上の植樹は、原則認めない。	公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない場合は、認めるものとする。	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的が明確かつ、適切な範囲で実施される場合には、認めるものとする。 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを十分検討したうえで実施する場合は、認めるものとする。	
	市谷濠地区 (市谷濠)									
	外濠公園地区									
	四ッ谷駅周辺地区						周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。			
	真田濠グランド地区									土手法面における現状以上の植樹は、原則認めない。
	弁慶濠地区 (弁慶濠)									
五番町街区地区			外堀に関わる地下遺構に影響のない場合、認めるものとする。	外堀に関わる地下遺構に影響のない場合、認めるものとする。	周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。		外堀に関わる地下遺構に影響のない場合、認めるものとする。			
虎ノ門地区			新築、増築、改築、史跡地内における移転は、原則認めない。	地下遺構に影響のない場合、かつ周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。	遺構の復元や保護を除く地形の変更は、原則認めない。		公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない場合は、認めるものとする。			

V. 史跡追加指定等の考え方

史跡江戸城外堀跡の範囲は、堀の景観や遺構が良好に残る牛込門・赤坂門間を主体に虎ノ門・溜池間の点在する石垣を飛び地として指定している。本来江戸城外堀は、江戸城内郭を取り囲むように日本橋川（外濠川）にあった雉子橋門から時計周りに神田川の浅草橋門まで螺旋状にめぐるもので、指定地はその一部である。

史跡指定地外の遺構などの保存状況は、Ⅺ－１－（４）（163頁参照）に記載した。以下、指定地周辺と指定地外の外堀の取り扱いについて述べる。

1. 指定地周辺の扱い

現指定隣接地においては、四谷門枡形石垣の根石の一部が指定地外から発見され、協議の結果、地下に現地保存され、遺構表示を行っている。牛込門橋台の北面石垣は現存するが、指定地外となっている。

本来、江戸城外堀に含める範囲のうち、指定地外となっている地域については、今後発掘調査などの学術調査を行い、江戸城外堀を構成する重要な遺構が確認された場合は、条件が整い次第、その保存を図るための追加指定などを含めて改めて検討することとする。

2. 外堀全体としての取扱い

神田川や日本橋川沿いに点在する改変が著しい石垣や日比谷公園に残る石垣についても、今後調査検討を行い、その価値に基づき史跡指定などの保存・活用の措置を図ることとする。丸の内や霞が関などの埋められた地域についても、遺構などの存在が確認された場合、その保存状況に応じて文化財指定や周知の埋蔵文化財包蔵地に搭載するなどの保護を図る。

また、遺構は損壊しているものの、外堀範囲が街区として引き継がれている区域についても、再開発事業などに際し、地割構成を尊重した計画への誘導を図るものとする。

VI. 景観形成の方針

史跡地をめぐる景観の現状は、「XI－4. 景観の状況」（205頁参照）に記述している。

1. 景観形成の基本姿勢

① 歴史的価値を高めるための景観形成を行う

- ・ 史跡の本質的価値を最大限引き出すよう、遺構及びその周辺を含めた景観整備を進める。
- ・ 江戸時代から引き継がれた土塁や石垣を核とした江戸城外堀跡の風致を継承する。
- ・ 史跡指定地内やその周辺における建築物や工作物などは、歴史性・地域性に十分配慮したデザイン（用途、規模、形態意匠、色彩、素材など）とする。

② 周辺環境を含めた広域的な景観形成を行う

- ・ 台地及び低地の入り組んだ複雑な地形のもとに築かれた江戸城外堀跡の立地環境を尊重する。
- ・ 江戸城外郭としての外堀の連なりや江戸・東京としての広がりを示す周辺の歴史文化遺産とのネットワークを図る。

2. 計画の枠組み

史跡指定地内の景観形成に関しては、区の景観計画に加えて本史跡の「保存管理計画」に位置づける。一方、江戸城外堀跡と一体となって環境を形成している史跡指定地周辺に関しては、関連区の都市計画関係の部局と協力し、積極的な景観形成が行われることが望まれる。加えて、文化財保護、都市計画、観光計画など、総合的な都市政策として、江戸城外堀跡の景観形成を図る必要がある。

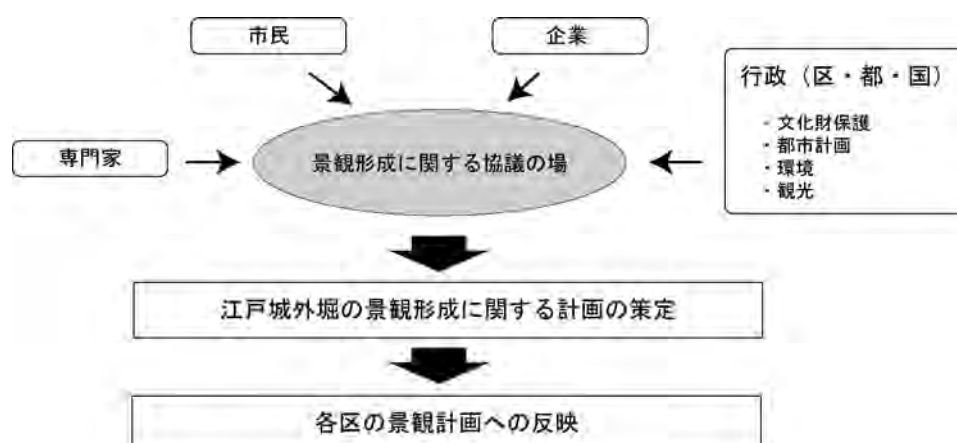


図6-2-1 総合的な景観形成の体制イメージ

3. 江戸城外堀跡を特徴づける景観形成の方針

江戸城外堀跡に関わるより良い景観形成を図るため、次の①～⑥を目指す。

① 枅形石垣とその周辺を含めた一体性を保全・再生する

- ・ 枅形石垣や虎口の周辺においては、往時の見附の空間的広がりや遺構との関係性を重視する。
- ・ 見附に接続する橋から門方向への眺望を向上させる。
- ・ 枅形石垣、あるいは虎口が良好に残されている牛込門周辺、四谷門周辺、喰違土橋周辺に関しては、より積極的に景観形成を図る。

② 都市の骨格となる水や緑の連なりを維持・向上する

- ・ 水や緑の連なりを良好に望むことのできる地点などからの眺望を維持・向上させる。
- ・ 水量や水質、あるいは緑を維持する。
- ・ 史跡指定地内の建築物や工作物などに関して、重要な眺望点からの眺望を阻害している要素などは改善（撤去、移設、修景など）を促す。

③ 橋を核とした界限性を保全・再生する

- ・ 江戸城外堀跡に架かる橋は、地形、水や緑によって創りだされる風致、枅形や橋台の石垣などの遺構、周囲の都市環境に十分配慮したデザインとする。

④ 郭内土塁上及び外堀通りから対岸への眺望景観を保全する

- ・ 郭内土塁上の遊歩道及び外堀通りの歩道部分においては、対岸の地形への眺望を向上させる。
- ・ 眺望対象としての水・緑や堀・土塁などの地形を維持するとともに、重要な眺望点（「5. 視点場の設定」参照）からの景観を阻害している要素などは改善（撤去、移設、修景など）を促す。
- ・ 史跡指定地外において望見される建築物や広告物などは、江戸城外堀跡の風致の保全に支障ないようなデザインとするよう促す。

⑤ 水面や埋立面へのアクセスの向上及び堀内からの眺望景観を維持・向上する

- ・ 既存のアクセス可能な水面や埋立面からは、広い堀と土手に囲まれた外堀の地形を望見できるように整える。
- ・ 堀内から周囲の水面や土塁などへの眺望を向上させるため、史跡指定地内における建築物や工作物などに関して、重要な眺望点からの景観を阻害している要素などは改善（撤去、移設、修景など）を促す。

⑥ 江戸城外堀跡を取り囲む散策路の環境を向上させる

- ・ 郭内土塁上の遊歩道及び外堀通り歩道に関しては、江戸城外堀跡の良好な歴史・自然環境を享受できる散策路として維持・改善する。
- ・ 遊歩道や歩道沿道の土地においては、歩行者に対して圧迫感のない建築物などが立地すること、また江戸城外堀跡の環境と一体となった落ち着いた賑わいのある空間となることが望まれる。

VI. 景観形成の方針

4. 地区・区間別景観形成の方法

前項の①から⑥に関して、特に積極的に景観形成を図るべき地区や区間に関して、景観形成の方法を下表に示す。

表6-4-1 地区および区間における景観形成の方法(1/2)

地区・区間	景観形成の方法	該当する眺望点・眺望線
① 桁形石垣とその周辺も含めた一体性を保全・再生する		
a. 牛込門周辺	・見附跡の土地においては、桁形石垣を隠している建築物や工作物等は移転を進めること、その他の建築物や工作物等は見附跡としてふさわしいデザイン（規模、形態意匠、色彩、素材）とすること、また往時の空間的広がり再現できるよう十分にオープンスペースを確保することが望まれる。 ・橋に関しては、歴史性や地域性へ配慮すること、また、橋詰空間、欄干等も含めた一貫したデザイン（形態意匠、色彩、素材等）を採用することが望ましい。	01牛込橋（神楽坂方向） 02牛込橋（牛込門方向）
b. 四谷門周辺	・見附跡の土地においては、建築物や工作物等は、残されている桁形石垣の存在に十分配慮したデザイン（規模、形態意匠、色彩、素材）とすること、また往時の空間的広がり再現できるよう十分にオープンスペースを確保することが望ましい。 ・橋に関しては、歴史性や地域性へ配慮すること、また、橋詰空間、欄干等も含めた一貫したデザイン（形態意匠、色彩、素材等）を採用することが望ましい。	14新四谷見附橋（四谷門方向）
c. 喰違土橋虎口周辺	・土手から流出した土砂を除去し、また周囲の高木なども整理するなどして、土手による虎口の本来的な形状を取り戻し、土橋と虎口の一体感のある景観を目指す。	20喰違土橋（虎口方向）
d. 虎ノ門周辺	・点在する石垣の関係性がわかるような眺望点を確保し、眺望を遮る石垣周囲の植栽や工作物等は、配置や規模の工夫・修景を行うことが望ましい。また、また往時の空間的広がり再現できるよう周辺街区においては十分にオープンスペースを確保することが望ましい。	
② 都市の骨格となる水や緑の連なりを維持・向上する		
a. 牛込橋から外堀水面への眺望	・眺望を確保するため、橋近傍における樹木は植生管理の方針に従い適切に枝おろしや伐採を行う。 ・水と緑を基調とした外堀の風致を維持するために、コンクリートの法面や鉄道関連施設等を修景や緑化することが望ましい。 ・史跡地内において、眺望を阻害する建築物や工作物等に関しては、改善（撤去、移設、修景等）を促す。	03牛込橋（新見附橋方向）
b. 新見附橋から外堀水面への眺望		06新見附橋（牛込橋方向） 07新見附橋（市ヶ谷橋方向）
c. 市ヶ谷橋から外堀水面への眺望	・史跡指定地に隣接して立ち、重要な眺望点から望みされ得る建築物や広告物等に関しては、建築物群としてのスカイラインへ配慮すること、あるいは外堀の風致を阻害しない規模、形態意匠、色彩、素材とすることが望ましい。	12市ヶ谷橋（新四谷見附橋方向）
d. 喰違土橋から外堀水面への眺望	・土橋北側（真田濠）に関しては、広い濠の平坦面と高く急傾斜の土手という江戸時代以来の旧地形を確認できるよう、土橋前面あるいはランド内において眺望を遮る建築物や工作物等は、改善（撤去、移設、修景等）を促す。 ・土橋南側（弁慶濠）に関しては、堀の形状が視認できるように、土橋近傍に繁茂する樹木は植生管理の方針に従い適切に枝おろしや伐採を行う。 ・史跡指定地に隣接して立ち、重要な眺望点から望みされ得る建築物や広告物等に関しては、建築物群としてのスカイラインへ配慮すること、あるいは外堀の風致を阻害しない規模、形態意匠、色彩、素材とすることが望ましい。	18喰違土橋（四谷見附橋方向） 19喰違土橋（弁慶橋方向）
e. 弁慶橋から外堀水面への眺望	・水と緑を基調とした外堀の風致を維持するために、コンクリート法面や各種工作物等を修景や緑化することが望ましい。 ・長期的には、土手のサクラの再生を目指す。 ・史跡指定地に隣接して立ち、重要な眺望点から望みされ得る建築物や広告物等に関しては、建築物群としてのスカイラインへ配慮すること、あるいは外堀の風致を阻害しない規模、形態意匠、色彩、素材とすることが望ましい。	21弁慶橋（赤坂門方向） 22弁慶橋（喰違土橋方向）

表6-4-1 地区および区間における景観形成の方法(2/2)

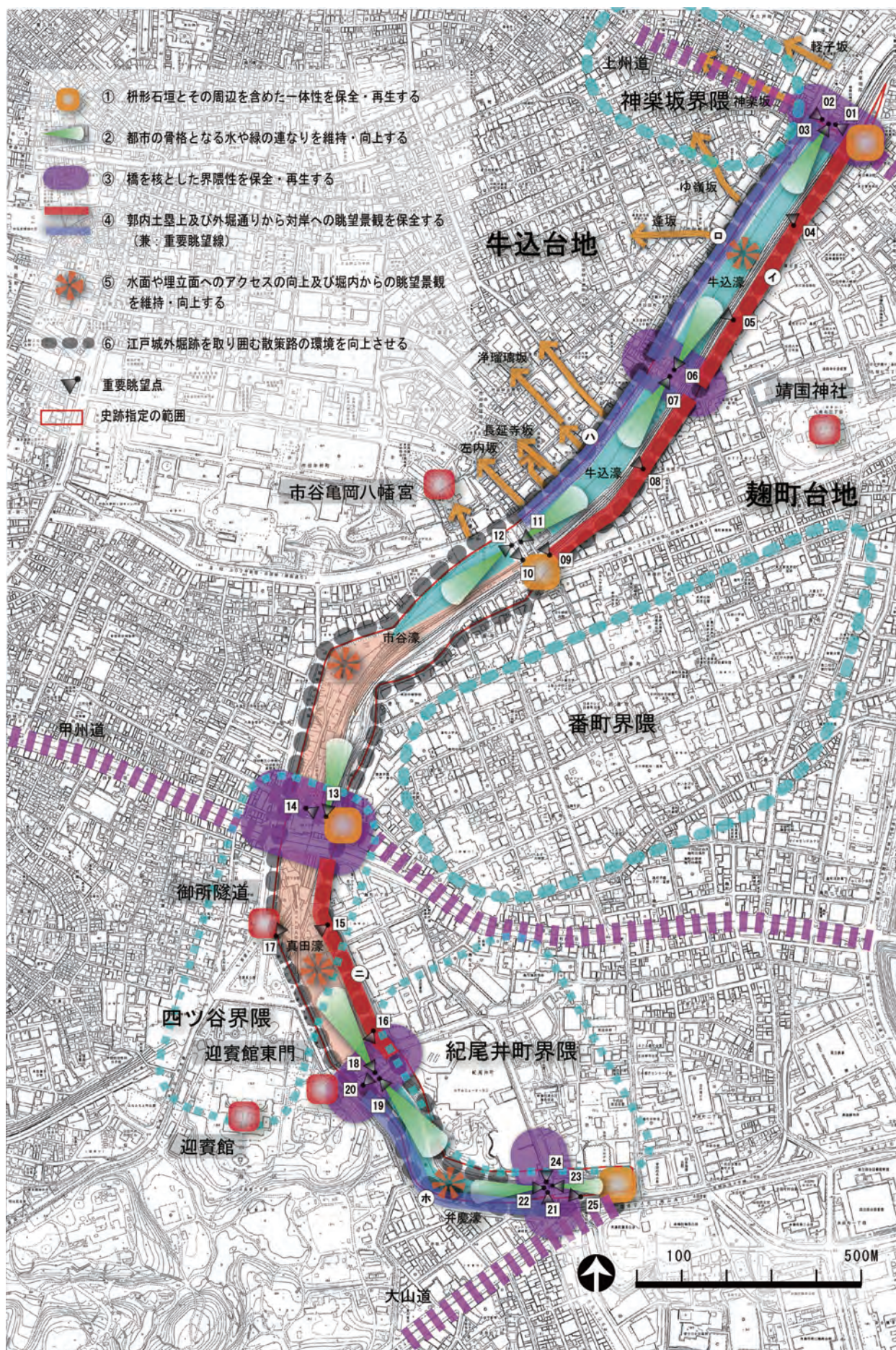
③ 橋を核とした界限性を保全・再生する		
a. 牛込橋・市ヶ谷橋を核とした界限	・橋の架け替え時、または改修時において、残されている橋台石垣を生かした橋のデザインを採用する。	
b. 四谷見附橋・弁慶橋を核とした界限	・橋を中心に良好な構図として眺望できる眺望点を確保する。 ・橋を核とした界限性を再生させるために、周辺においては、建築物や工作物の修景や植樹等の景観整備を積極的に行う。	17御所隧道 25地下鉄赤坂見附駅出入口付近
c. 喰違土橋を核とした界限	・橋を中心に良好な構図として眺望できる眺望点を確保する。 ・眺望を確保するため、植生管理の方針に従い適切に枝おろしや伐採を行う。	20喰違土橋（虎口方向）
④ 郭内土塁上及び外堀通りから対岸への眺望景観を保全する		
a. 郭内土塁上遊歩道（牛込濠地区～市谷濠地区）	・対岸をよく眺望できる地点を定めて、樹木で遮断された部分は、漸次整理等を行い開けた眺望を確保していく。 ・特に対岸における牛込台地へ上がっていく坂道を望む地点や既にベンチ等が設置している地点、視界が開けた地点などに眺望点を設けていく。 ・眺望される史跡指定地内の建築物等に関しては、眺望を阻害するような建築物等に関しては、修景や緑化を行うことが望ましい。 ・史跡指定地外の外堀通り沿道及び牛込台地に立地する建築物や広告物等に関しては、対岸からの眺望に配慮し、地形を尊重した高さ、形態意匠、色彩、素材とすること、あるいは視認される緑を維持していくことが望ましい。	04東京通信病院前付近 05法政大学付近 08九段四丁目付近 イ「牛込濠地区」郭内土塁上遊歩道
b. 五番町児童遊園周辺	・対岸の左内坂を望む場所を中心に、常時快適に対岸を望める眺望点を確保する。	09五番町児童遊園
c. 外堀通り歩道（牛込濠地区～市谷濠地区）	・対岸をよく眺望できる地点を定めて、樹木で遮断された部分は、漸次整理等を行い開けた眺望を確保していく。（特に新見附橋・市ヶ谷橋間） ・眺望される史跡指定地内の建築物等に関しては、眺望を阻害するような建築物等に関しては、修景や緑化を行うことが望ましい。 ・史跡指定地の背後に望見される建築物や広告物等に関しては、建築物群としてのスカイラインへ配慮すること、あるいは江戸城外堀跡の風致を阻害しない規模、形態意匠、色彩、素材とすることが望ましい。	ロ「牛込濠地区」（牛込橋・新見附橋間）外堀通り ハ「牛込濠地区」（新見附橋・市ヶ谷橋間）外堀通り
d. 真田濠（郭内土塁上遊歩道・外堀通り）	・周辺地形を知ることのできる眺望点や歴史的な遺産を望むことのできる眺望点を定め、樹木で遮断された部分は、漸次整理等を行い開けた眺望を確保していく。 ・史跡指定地内において、眺望を阻害するような建築物や工作物に関しては、改善（撤去、移設、修景等）を促す。	15上智大学2号館付近 16紀尾井ホール付近 ニ「真田グラウンド地区」郭内土塁上遊歩道
e. 外堀通り歩道（弁慶濠地区）	・土手の工作物の修景や緑化を行うなど視点場としての環境整備を行う。	ホ「弁慶濠地区」外堀通り
⑤ 水面や埋立面へのアクセスの向上及び堀内からの眺望景観を維持・向上する		
a. 外濠公園グラウンド	・史跡指定地のグラウンド内から望見され得る建築物・工作物等に関しては、可能な限り撤去・移設、あるいは配置や規模の工夫・修景を行い、土手への見通しを確保する。また、公園内は堀をイメージさせるよう、平面的な広がり確保する。	
b. 水面・水際からの眺め（牛込濠・弁慶濠）	・史跡指定地内において、水面から望見され得る建築物・工作物等に関しては、可能な限り撤去・移設、あるいは配置や規模の工夫・修景を行い、土塁（喰違土橋）への見通しを確保する。	
c. 上智大学グラウンド	・グラウンド内及びグラウンド内から望見され得る建築物・工作物等に関しては、可能な限り撤去・移設、あるいは配置や規模の工夫・修景を行い、土塁（喰違土橋）への見通しを確保する。	
(6) 江戸城外堀跡を取り囲む遊歩道の環境を向上させる		
a. 郭内土塁上遊歩道	・沿道の建築物等は江戸城外堀跡及び遊歩道へ圧迫感を与えない規模や形態意匠、色彩、素材とすることが望まれる。やむを得ず中高層となる場合は、中高層部分をセットバックして建てられることが望ましい。 ・沿道の建築物の低層部分については、江戸城外堀跡と一体となって落ち着いたある賑わいを形成する施設（カフェやギャラリー等）が立地することが望ましい。 ・遊歩道に関しては、眺望点の設定、滞留空間の整備等、歩行体験を充実させる空間整備が望ましい。	
b. 外堀通り歩道	・沿道の建築物等は江戸城外堀跡及び遊歩道へ圧迫感を与えない規模や形態意匠、色彩、素材とすることが望まれる。やむを得ず中高層となる場合は、中高層部分をセットバックして建てられることが望ましい。	

5. 視点場（眺望点・眺望線）の設定

江戸城外堀跡を取り囲む郭内土塁上の遊歩道、外堀通り沿いの歩道部分、各橋において、歴史的景観としての視点、あるいは眺望の現況を鑑み、積極的に視点場として維持・整備すべき地点としての「眺望点」、あるいは連続的に眺望を確保すべき「眺望線」を設定する。

表6-5-1 視点場（眺望点・眺望線）の設定

番号	視点場の位置	→	主な眺望対象	該当する 景観形成方針
■眺望点				
01	牛込橋 (神楽坂方向)	→	神楽坂界隈の町並み	③
02	牛込橋 (牛込門方向)	→	牛込門	①、③
03	牛込橋 (新見附橋方向)	→	牛込濠	②
04	東京通信病院前付近	→	飯田橋駅	④、⑥
05	法政大学付近	→	牛込濠・牛込台地の市街地	④、⑥
06	新見附橋 (牛込橋方向)	→	牛込濠・牛込橋	②
07	新見附橋 (市ヶ谷橋方向)	→	牛込濠	②
08	九段四丁目付近	→	牛込濠・牛込台地の市街地	④、⑥
09	五番町児童公園	→	牛込濠・左内坂	④、⑥
10	市ヶ谷橋 (市谷亀岡八幡宮方向)	→	市谷濠・市谷亀岡八幡宮門前	③
11	市ヶ谷橋 (新見附橋方向)	→	牛込濠	②
12	市ヶ谷橋 (新四谷見附橋方向)	→	市谷濠	②
13	新四谷見附橋 (市ヶ谷橋方向)	→	堀内構造物、鉄道軌道	②
14	新四谷見附橋 (四谷門方向)	→	四谷門	①、③
15	上智大学2号館付近	→	御所隧道・迎賓館	④、⑥
16	紀尾井ホール付近	→	迎賓館東門・赤坂御所	④、⑥
17	御所隧道付近	→	四ツ谷駅	③、④
18	喰違土橋 (四谷見附橋方向)	→	グラウンド	②
19	喰違土橋 (弁慶橋方向)	→	弁慶濠	②
20	喰違土橋 (虎口方向)	→	虎口	①、③
21	弁慶橋 (赤坂門方向)	→	弁慶濠・赤坂門	②
22	弁慶橋 (喰違土橋方向)	→	弁慶濠・	②
23	弁慶橋 (赤坂方向)	→	赤坂の町並み	③
24	弁慶橋 (紀尾井町方向)	→	紀尾井町の町並み	③
25	地下鉄赤坂見附駅出入口付近	→	弁慶濠・弁慶橋	③
■眺望線				
イ	「牛込濠地区」郭内土塁上遊歩道	→	牛込濠・牛込台地の市街地	④、⑥
ロ	「牛込濠地区」(牛込橋・新見附橋間)外堀通り	→	牛込濠・麴町台地の市街地	④、⑥
ハ	「牛込濠地区」(新見附橋・市ヶ谷橋間)外堀通り	→	牛込濠・麴町台地の市街地	④、⑥
ニ	「真田濠グラウンド地区」郭内土塁上遊歩道	→	グラウンド・御所隧道・迎賓館・赤坂御所	④、⑥
ホ	「弁慶濠地区」外堀通り	→	弁慶濠・クスノキ林	④、⑥



VII. 史跡の整備・活用の方針

1. 整備・活用の方針と方法

- ① 現存遺構の維持管理により顕在化を図り、遺構が良好に残る見附周辺については調査に基づいて、整備の具体化を図る。

本史跡は堀の埋め立て、石垣や土手の削剥などで壊されている地域もあるが、東京都心において、これだけの規模で遺跡が保存されてきたことは重要である。しかし、石垣や土手の遺構などの視認を阻害している構造物や樹木などがあり、十分にその価値を伝えきれていない。これら構造物の改修や更新に合わせて遺構などが顕在化できるよう調整し、き損している石垣や土手などは保存修理を進める。特に城郭としての特性を示す見附のなかで、遺構が良好に残る地区は、整備を視野に入れた面的な調査を行い、その結果をもとに整備の具体的な方法を検討し、保存整備事業を実施する。

- a. 石垣や土手などを視認できるよう、遮蔽物の撤去を行い、顕在化させる。
- b. 見附のうち、桁形石垣や虎口の形態が良好に残る地区については、周辺も含めて積極的に学術調査を実施し、成果に基づいて保存・整備事業を行う。
- c. 植生の日常管理や防災工事などにあわせて土手などの植生を管理・整備する。

- ② 史跡内の重要な地点には解説板や展示室を設置して、江戸城の全体像を把握できるよう活用を図る。

史跡地が江戸城の一画であるという社会的な認知は、あまり高くない。今後史跡の存在を広く認識ができるように、遺構などが良好に残る重要な地域には、整備とともに展示施設や遺構表示、江戸城内郭との位置関係を示した説明板を設置する。さらには外堀土手遊歩道などを利用した文化財散策路の設定、神楽坂の寺社など周辺の文化財案内を含めた文化財マップの作成や、史跡散歩を開催する。これらの事業は、区域を超えて、史跡の活用に関する企画を計画することも考えられる。

- a. 遺構の表示や説明板設置により史跡の理解を深める。
- b. 文化財散策路の設定と整備を行う。
- c. 展示室設置と文化遺産ネットワークを図る。
 - ・ 地下鉄南北線市ヶ谷駅構内展示室「歴史散歩コーナー」
 - ・ 文部科学省内石垣整備および江戸城外堀跡展示室
 - ・ 江戸城跡の石垣整備や史跡常盤橋門跡など、他の史跡との連携
 - ・ 江戸城外堀の再現石垣（小石川後楽園築地堀下）など復元遺構との連携
- d. 「江戸城外堀公園」への改名など、外濠公園周辺が江戸城の一画であり、史跡であることを伝える手法を検討する。
- e. 史跡見学会やイベントを開催する。
- f. 外堀と周辺の文化財の位置解説を記載したパンフレットを発行する。

③ 史跡整備・活用にあたっては、まちづくりなども含めて広い視点から実施する。

外堀を取り巻く区域にとって、江戸城外堀は、地域固有の歴史的な資産とともに、歴史や文化に根ざしたまちづくりの中核的な存在である。また、史跡を取り巻く環境は、歴史的な背景だけではなく、地形や植生など自然的環境と密接な関わりのなかではぐくまれ、現代に引き継がれてきている。こうした観点から、文化財保護としてだけではなく、史跡地および周辺の環境を整備・活用し、景観保全のための取り組みも必要である。史跡地は都心の広大な水辺・緑地の空間であり、地域住民にとって文化的な潤いのある空間でもある。こうした点を踏まえた史跡整備、活用の計画とする。

a. 他部局と連携して事業を展開する。

まちづくりや都市公園関係の外堀周辺で実施される整備事業においても、外堀遺構の整備や路面表示、関連する歴史遺産の案内表示などを積極的に取り込んでもらえるよう連携、調整を図る。また史跡地内の整備も周辺と歩調を合わせながら推進し、史跡地周辺も含めた景観の向上を目指す。

b. 自然環境を含めた保存・整備・活用事業とする。

史跡散歩などとともに史跡地内の自然観察会の開催や保存すべき樹木などの調査を実施し、近世以来豊かな緑地空間として受け継がれた自然環境を保全する。エコミュージアムとしての位置づけも考えられる。

c. 水辺としての有効活用を図る。

江戸城外堀は都心に残る貴重な水辺空間であり、水に親しむことも外堀の大きさを体感するうえで有効であり、水辺や埋立面から見上げる風景は、広大な堀と高い土手からなる外堀の形状を最も認識できる視点場である。今後もその価値の保全と活用役に役立つ。

また、現在史跡地の堀では徐々に水質が悪化している（204頁、Ⅺ－3－（3）参照）。これは、堀に流れ込む合流式下水がその悪化を招いている要因のひとつといわれ、また江戸城の堀は、本来玉川上水の余水を下流に排出する仕組みとなっていたが、近代水道整備の過程で廃止され、水流が確保されていないこともその要因である。こうした歴史的経過を経て、水辺の有効活用を図るうえでの課題となっている。今後も関係機関において、水源の確保や浚渫、分流式下水道への改善、浄化装置の設置といった、水質向上にむけての調査を継続し、水質向上とともに水辺としての有効な活用を図る。

d. 公園としての位置付けを再検討する。

本史跡の歴史的経緯を踏まえて（本書、Ⅸ－1参照）、土手だけではなく水面も含めた公園として位置づけることを再検討し、公園内の散策路の整備や市民の関わりのもと、より親しみの持てる史跡として整備する。

④ 江戸城跡の一部としての江戸城外堀跡を示す。

江戸城に関連する文化財は、史跡江戸城外堀跡のほか、史跡常盤橋門跡、特別史跡江戸城跡といった史跡、田安門、清水門、桜田門の重要文化財から構成される。また、日比谷公園や日本橋川に残る石垣など、江戸城外堀に関連する遺構が存在し、街区として外堀範囲が維持されている地域がある。これら史跡などの広がり、近世城郭最大の江戸城を示している。

点在するこうした文化財などを関連づけて、江戸城の全体像を示す具体的な整備活用の計画を検討する。また、新たに江戸城外堀に関連する遺構が発見された場合は、保存あるいは活用が図れるように事前の調整を行う。

- a. 江戸城に関わる文化財の総括的な保存活用方針を明確化する。
- b. 江戸城跡との連携で公開普及活動を進める。

江戸城跡の公開されている本丸周辺と江戸城外堀を連携して、石垣調査や整備の成果を公開するとともに、江戸城と外堀を結ぶ史跡案内なども積極的に進める。

- c. 史跡常盤橋門跡の保存・整備活用の計画を定めるとともに、未指定の江戸城外堀も含めて点在して残る江戸城外堀の痕跡を連携して活用を図る。

⑤ 都市江戸に関わる文化財の総合的な保存・活用の計画とする。

本史跡には江戸城跡の一画とともに都市江戸の骨格としての価値を持つ。前述の江戸城史跡群のほか、都市江戸に関連する史跡、遺跡など点在する。これら文化遺産も一体的に捉えて、江戸城や都市江戸の文化遺産を保存し、広くその存在を伝える。また、江戸城外堀は、江戸の都市形成の骨格として、既に失われた江戸時代の道や町割のあり方を示す構造物であり、現代の都市構造と重複して機能しており、近世都市から近現代都市への歴史的な重層性を認識できる点も本史跡の価値のひとつである。こうした点を踏まえて、活用を推進する。

- a. 関連する史跡、遺跡の連携により、広域的な事業を展開する。

江戸城外堀跡は、惣構堀という都市形成の骨格を示すものである。浜大手門（旧浜離宮庭園）や欧米列強への防御としての品川台場、東海道の江戸への出入口である高輪大木戸など、本史跡に関わる国史跡が周辺を取り巻いている。これらによって、寛永13年に完成した江戸城惣構、さらにその外縁に発展する都市としての防御機能や都市の範囲を確認することができる。

そのほかに本史跡に関わる文化財としては、四谷門を通過する玉川上水、外堀など惣構の外縁に位置する旧浜離宮庭園（特別名勝・特別史跡）、小石川後樂園（特別史跡・特別名勝）などの広大な大名屋敷の庭園遺跡などがある。また、都心区で積極的に行われている江戸遺跡も江戸城外堀の痕跡が保存されていることにより、都市の中での位置を確認することができる。これら本史跡を取り巻いて広がる都市江戸に関する文化財を連携することにより、江戸城や城下町の歴史を現地で伝える重要な資産となりえる。

- b. 都市の骨格としての江戸城外堀の特徴を示す。

江戸城内郭門と外郭門を結ぶ街道が整備されていた。現在は拡張され変貌しているが、今でも周辺には寺社などの歴史遺産が分布し、神楽坂の界限など、近世・近代の街路や街区が受け継がれている（詳細は176頁、XI-1-(5)を参照）。

- c. 行政の総合的な計画に位置づける。

本史跡は地域を知るための重要な歴史的資産であり、広域的な文化財の整備活用を図る手法として、東京都や関連区の行政基本計画など上位計画とも整合させながら、各地区の文化遺産の保全にあたっては、都市計画マスタープランや景観形成方針、都市計画法上の地区計画などに定め、文化財保護のみならずまちづくりの施策など行政的な課題として取り組む必要がある。

以上の④⑤などを軸として、江戸城や都市江戸に関する文化遺産の連携をもとに、歴史的環境の保全や整備事業を積極的に計画し推進することが望まれる。また、これらの事業は広域的であるため、関連する行政体が協力して歴史遺産の保全や史跡散歩道の整備なども進める必要がある。



図7-1-1 史跡地と関連を図る文化財の分布（例として牛込門周辺）

図凡例は、図11-1-53に従う

⑥ 史跡の状況把握と継続的な調査体制の確立を図る。

近代以降の首都としての変貌のなか、貴重な歴史遺産として受け継がれてきた江戸城外堀跡を保存し、後世に継承していくことは、われわれに課せられた責務である。これらの適正な保存と整備・活用を行うためには、その価値を明らかにするための学術的な調査研究が不可欠である。これまで、本史跡は現状変更などに対応して適宜発掘調査をはじめとした個別の調査研究は行われてきたが、史跡地内には、見附を構成する枡形石垣・橋台石垣・土橋や土手、堀などの様々な遺構が分布し、その価値を解明するには、個別の調査だけでは充分ではない。史跡の価値を明らかにし、継承するため、また保存や整備、活用に対する学術的な信頼性を高めるために、継続した体系的な調査研究は、重要な意義を持つ。

- 調査のための組織体制の確立を図る。
- 調査研究成果の蓄積と公開を図る。
- 保存、整備、活用との連携を図る。
- 調査計画の策定を図る。

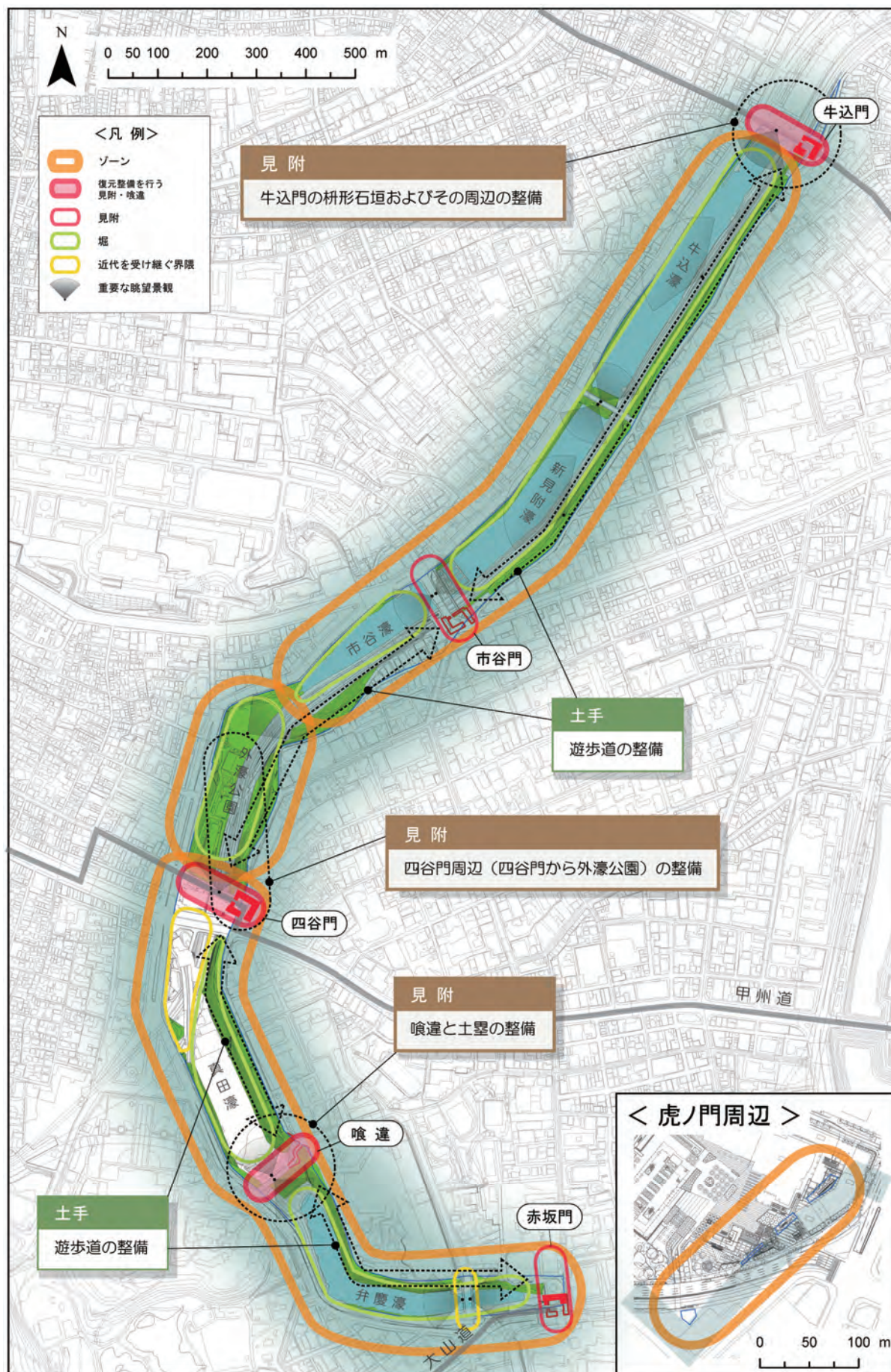


図7-1-2 史跡における歴史的空間整備の方針

2. 整備（活用）の事例案

前項の「整備・活用の方針と方法」および「Ⅲ－2. 保存管理計画の目標」（24～28頁参照）に基づき、本史跡の歴史空間整備・活用の目標像と代表的な地区の整備手法例とイメージを示す。

(1) 見附

○牛込門の枡形石垣およびその周辺

【整備の要点】

- ・ 枡形石垣周辺の遮蔽物の移転や変更、植物などの除去と眺望の確保
- ・ 舗装などによる枡形門の表示と石垣石の設置
- ・ 橋詰広場の整備※¹と説明板の設置

※1 他の橋詰についても同様



【現状】



【整備後イメージ】

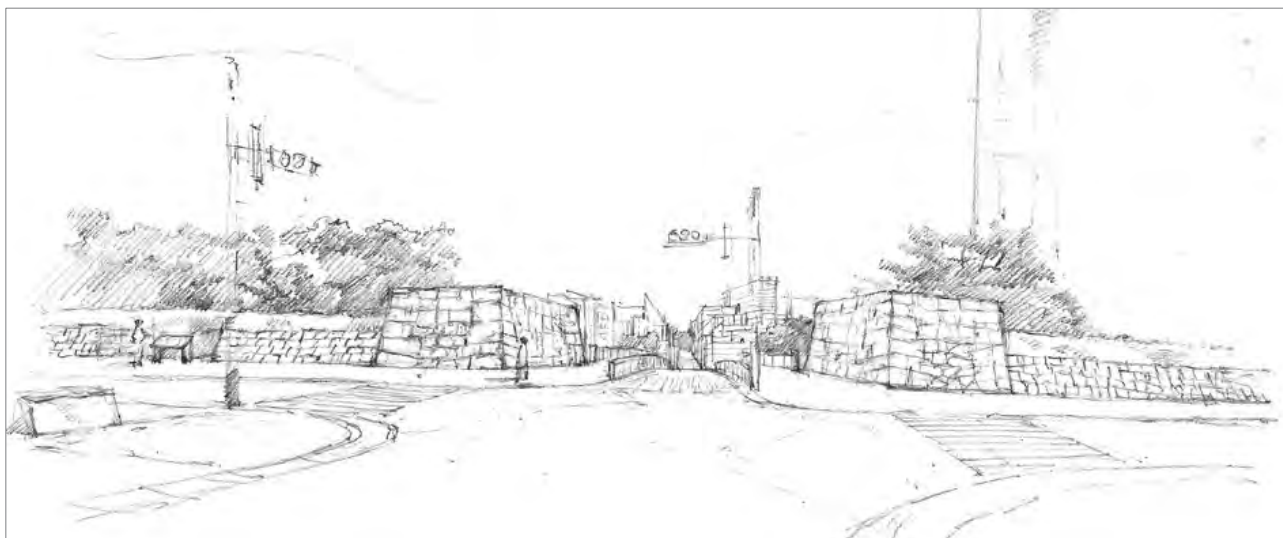


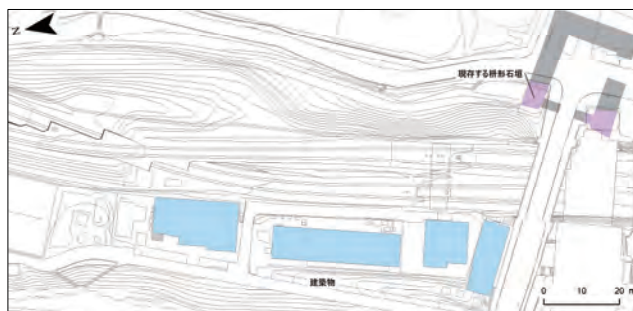
図7-2-1 牛込門の枡形石垣およびその周辺の整備イメージ

整備の方向性をイメージとして示したものであり、確定したものではない

○四谷門周辺（四谷門から外濠公園）

【整備の要点】

- ・「江戸城外堀公園」への改名
- ・堀底の広場空間の確保と、歩行者ネットワークの整備
- ・四谷門は、桁形石垣を遮蔽している工作物などの撤去・変更、舗装などによる遺構表示



【現状】



【整備後イメージ】



図7-2-2 四谷門から外濠公園における整備イメージ

整備の方向性をイメージとして示したものであり、確定したものではない

○喰違と土塁の整備

【整備の要点】

- ・ 虎口内の樹木の整理
- ・ 発掘成果に基づく喰違の復元・整備



【現状】



【整備後イメージ】



図7-2-3 喰違土塁の整備イメージ

整備の方向性をイメージとして示したものであり、確定したものではない

(2) 土手

○土手遊歩道の整備

【整備の要点】

- ・視点場周辺の樹木の整理
- ・土塁舗装の整備
- ・統一した意匠、形状の文化財などの説明板設置

【現状】



【整備後イメージ】



図7-2-4 土手遊歩道の整備イメージ

整備の方向性をイメージとして示したものであり、確定したものではない

（3）堀石垣（虎ノ門）

文部科学省敷地は、虎ノ門に続く延長約140mの堀に位置するが、残存する石垣は約68.3mである。この地域の史跡整備としては、中央合同庁舎7号館など整備事業に伴い、平成16～18年度に実施した発掘調査成果をもとに委員会を組織して、石垣の保存修理及び史跡追加指定などの保存を行い、次の史跡整備活用事業を実施した。ここでは、江戸城外堀跡の整備活用事業の参考事例として掲載した。

整備としては、保存石垣だけではなく、失われた石垣のライン表示を行うことにより、この地域の外堀の全体像を示し、江戸時代と現代の街区の関係を現地で確認できるように整備した。また、本史跡や周辺の文化財の理解を深めるために、石垣前に展示室を設けて江戸城外堀に関する歴史を解説している。

【整備の要点】

- ・ A地点の石垣の保存整備工事を行い、地下鉄連絡通路と地上から視点場を設けて、水面を表現し、水面から高くそびえる石垣として整備する。
- ・ B地点の地中に埋もれた石垣は、再度掘削して長さ25mの石垣の整備を行う。
- ・ 石垣整備とともに、A～D地点（157頁、Ⅺ-1-（3）参照）で確認された遺構および絵図をもとにして、外堀の位置を表示する。その方法は、石材を築石形態にスライスして路面に堀の範囲を表示する。
- ・ 堀の表現としては、堀の範囲を表示するとともに、石垣周辺では堀底の高さや水面の高さなどを示すため、通路壁面のタイルの色を替えて表現する。堀底を示すタイルは、堀底を構成する砂を利用して作成した。
- ・ 保存石垣の前に展示室を設置し、発掘調査の成果とその成果に基づく江戸城外堀の意義、江戸城に関する文化財や周辺の文化財を紹介する。

【今後の整備の考え方】

虎ノ門地区の史跡は、文部科学省敷地内にある整備を実施した3ヶ所の石垣とともに、外堀通りを挟んだ位置に櫓台の石垣が残り（142頁、図11-1-14参照）、これらにより当該地の外堀遺構の範囲を確認することができる。特に櫓台の石垣は、江戸城外堀で唯一残された隅櫓の遺構である。将来的には整備を行った文部科学省敷地内の遺跡とともに、櫓台石垣も学術調査に基づき整備し、歴史的な空間として一体的に位置づける必要がある。

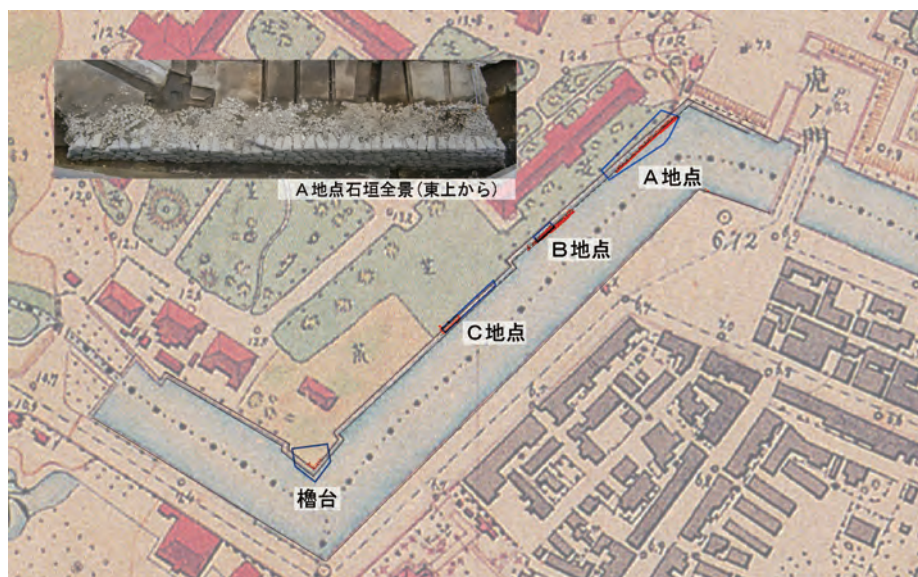


図7-2-5 虎ノ門地区における明治16・17年の状況と遺構の保存状況



図7-2-6 A地点
石垣整備状況と
路面による遺構
表示

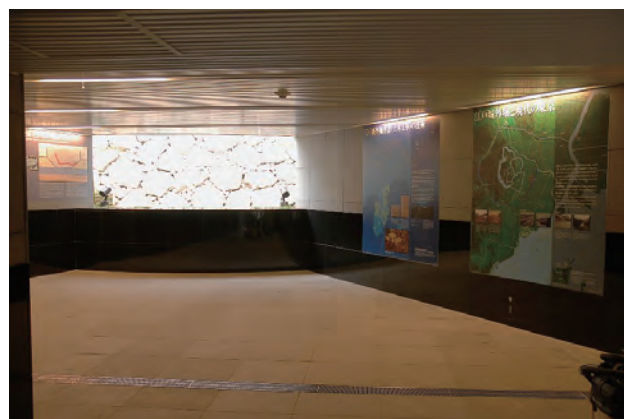


図7-2-7 A地点石垣（上写真）とB地点石垣（下写真）の整備状況と展示

VIII. 事業計画

第Ⅲ章に示した史跡の目標像を現実のものとしていくことを目的として、今後、以下に示す各事業の計画を検討する。

1. 短期事業（概ね5年間）

- ・展示公開施設の利用促進
- ・遺構の表示や説明板の設置
- ・江戸城に関わる史跡群や近世の史跡群などネットワーク化、活用の事業の実施
- ・市民の理解を得るための史跡を活用した事業や市民活動への支援
- ・中・長期計画の基本計画（整備・活用）の策定
- ・組織づくり
- ・継続的な調査あるいは研究活動

2. 中期事業（概ね5～20年）

- ・補助事業採択を目指した史跡整備等の実施計画、年次計画の策定
- ・史跡の理解を深めるための保存・整備活用に関わる事業の実施
- ・公有地化などの計画
- ・史跡保存管理計画の改訂（2036年が江戸城外堀完成400年を迎えるため、2030年に向けて本保存管理計画の見直しを行う）

3. 将来に向けての課題

本史跡は、近代以降様々な機能が付され、改変が進行してきた。こうした都市機能や様々な利用形態との共存・調和は、今後も本史跡が抱える大きな課題である。

本史跡の長期的な将来計画として、「広い水堀と土手、石垣・城門などの見附で守られた巨大城郭の一画としての復元を目指す（24頁、Ⅲ－2参照）」こととした。その実現のためには、堀水の浄化による美しい水堀を再生し、鉄道や道路などの公共施設においては外堀の歴史的特性を踏まえた整備を目指し、また周辺域にあっては景観に関する条例の制定など、外堀や江戸城の価値を尊重した歴史的環境の再構築を目指す必要がある。これらの課題は、文化財の保護だけでなく、まちづくりや公園行政などを含めた部局との調整や課題に関連する機関等との様々な議論が必要であり、すぐさま解決がつくことでない。以下では、将来計画に向かって長期的な調整が必要な事項について、現状と課題、その解決の方向性を示した。

① 都市交通との共存に対する課題

a. 鉄道用地

牛込・四谷門間の外堀は、明治27年の甲武鉄道敷設以来、JR中央線・総武線という都心を横断する重要な交通機関となっている。この路線は、郭内（千代田区）側の土手を削剥して開通しており、総武線乗り入れなどによって路線幅が拡大し、また関東震災後隧道が撤去され、

土手も大きく削られてきた。近年では、J R 四ッ谷駅改修によって四谷門桁形石垣や玉川上水が、東京メトロ地下鉄南北線建設工事で、石垣などの遺構が多数発見され（143頁、「XI－I－（3）埋蔵文化財発掘調査成果 参照）、一部が現地保存や復旧がなされたが、記録保存とせざるを得なかった遺構も多い。

上記のように、鉄道用地によって見附や土手の保存に影響が及ぼされている。これらの路線は都心交通を支える重要な鉄道網であるため、ただちにこれらを撤去することができない現状において、土手法面にある既存のコンクリート擁壁を更新などに合わせて緑化を図り土手本来の景観を取り戻し、また保存した四谷門の石垣を麴町駅舎の更新に合わせて遺構の万全な保存と活用を図るなど、史跡に与える影響を軽減することを求めている。また、駅舎や線路敷、地下鉄駅出入口、換気口など建設時に景観上の調整がなされているが、将来的には史跡地が整備されていく中での改善策が必要と考えられる。

b. 高速道路

首都高速道路は、昭和34年に東京都市計画地方審議会を経て建設大臣から都市計画決定され、昭和39年から昭和42年にかけて建設された。本史跡地では首都高速4号線が喰違・赤坂門間の弁慶濠上を通過し、都心環状線が特別史跡江戸城跡の北の丸公園東縁を通り、雉子橋から日本橋にかけての日本橋川上を通過している。いうなれば、首都高速道路環状線は、旧来の江戸城内郭や外郭を活用し、道路網を整備したものであった。江戸城内郭の三宅坂などは首都の美観への影響という観点から地下道となったが、高速道路の多くは高架として建設され、本史跡など景観の阻害要件となっている。

将来、交通システムの再整備による撤去も望まれるが、それまでは史跡のき損や景観への影響を最小限に留めるための調整を図る。

c. 都市計画道路など

史跡地内には補助74号線（牛込橋）、補助65号線（新見附橋）、放射6号線（市谷橋）、特別区道千第816号線（新四谷見附橋）、放射5号線（四谷見附橋）といった堀を横断する道路が設けられ、また史跡地に隣接する環状2号線（外堀通り）は旧来の道を拡幅して造られているため、濠を埋め立てている。市ヶ谷橋では見附の橋台石垣が良好に残存するなど、これらの道路下には外堀の遺構が保存されているため、交通機能を維持しつつ、地下遺構を保存し、また将来残存する石垣などの顕在化が望まれる。

また、昭和21年の戦災復興で告示された都市計画決定された環状2号線などの道路が未施行として残っており、このうち史跡地に影響のある道路は、新宿区神楽坂一丁目～市谷本村町・本塩町（外濠公園）までの土手に影響を及ぼす計画となっている。また喰違土橋から真田濠、四谷門を経て五番町外濠公園に至る補助64号線（港区元赤坂二丁目から千代田区紀尾井町・麴町六丁目・六番町）は、喰違および堀の土塁を削る計画となっている。これらの路線は実施段階となっていないが、江戸城外堀の堀土手面、土塁を改変する計画であり、史跡指定地に直接影響するため、早急に史跡のき損がないよう計画の変更などを含めた関係機関との協議が必要である。

② 史跡地内の建築物の取扱いについての課題

史跡地内の民間による建築物は、牛込門周辺、五番町地区、四谷門周辺の三カ所がある。

牛込門周辺の建築物は、枳形門北側の土塁と橋台石垣上の2カ所に店舗群がある。これらは、戦後の露店を起源としており、現代に引き継がれている。これらの建築物は、重要な遺構を削って造られ、あるいは覆っており、史跡の保護において課題である。今後も遺構への影響がないよう管理する必要がある、史跡の整備や周辺の都市整備などに合わせて移転も含めた調整が必要である。

五番町地区は、江戸時代には江戸城外堀に隣接した旗本屋敷地にあたり、近代以降民有地となり宅地として受け継がれた地域である。現在この地区の外堀土塁は、宅地と隣接しているため、これまで宅地の整備やビル建設などで削剥され、影響を受けてきた。明治16年地形図などの明治期の地図との照合によって、外堀の土塁と屋敷の境界は、概ね現在の民有地と国有地(国土交通省)の境界にあたる。そのため、本来は外堀の範囲ではないため、民有地での建築物改築は土手などの重要な遺構が発見されない限り、改築等は認めるが、国有地にある土塁をき損から守る必要がある。

四ッ谷駅北側の外濠公園および隣接地は、堀を埋め立てた地域であり、史跡内に建築物がある。当該地域の建築物は、改築や増築に伴う現状変更によって、文化庁による存置期間が定められている。すなわち、屋内プール場新設に際して昭和54年から存置40年(2028年まで)、東日本旅客鉄道株式会社変電所増築に際して昭和55年から存置50年(2030年まで)、四ッ谷駅ビル(四ッ谷口駅舎)新築に際して平成元年から存置40年(2029年まで)、土木学会は平成13年から存置28年(2029年まで)の条件を付している。

また、隣接する地点には、四谷門土橋を削って造られた新宿区設四谷見附小売市場(昭和48年建設)が存在する。同施設は、老朽化もあり平成20年3月末をもって廃止が決定している。この建物は土橋法面を大きく改変し、かつ外堀への眺望を遮断しているため、新宿区では建物を解体して斜面を整備する計画である。

2036年は、寛永13(1636)年の江戸城外堀完成から数えて400年にあたるため、こうした課題のある地域について、2029年頃から史跡整備に着手するという、文化庁の考え方に基いて以上の条件を付している。今後、史跡整備の立場から、これらの施設のあり方について検討する必要がある。

③ 埋め立てられた堀の扱いについての課題

史跡地内で堀が埋められて土地利用されている地域は、四ッ谷駅を中心として、その北方にある外濠グランド周辺、南方の真田濠グランドであり、現在多くの敷地がグランドもしくは公園として利用されている。

四ッ谷駅周辺は、放射5号線(新宿通り)の四谷見附橋・新四谷見附橋、JRと地下鉄メトロの四ッ谷駅など交通の要衝が集中する地域となっている。特に放射5号線とJR四ッ谷駅、地下鉄丸ノ内線四ッ谷駅に挟まれたJR所有地は、外堀内にあたるため道路から約4m下に位置し、長期間にわたり空地となっており、不法投棄や煙草の投げ捨てによる火災が発生した経緯がある。同敷地は、現状の維持が必ずしも史跡の価値を高める方向に働いておらず、史跡としての環境整備も含めてその改善策を関係機関で協議する必要がある。

外濠グラウンドは、前出の建築物とともに昭和63年の施設更新に伴う現状変更に際して、文化財としての整備を視野に入れて、文化庁によって施設の存置期間を40年（2028年まで）と定められている。

真田濠グラウンドは、東京都の所有であるが、昭和24年から上智大学が占用しており、一部区民に貸し出されているものの、主に大学が野球場などに利用している。当時の占用条件によると、真田濠が史蹟名勝（史跡）の地であることを認識し、その使用にあたっては土塁、堤塘その他付近一帯の風致をき損しないように留意することとして、埋立地に永久構造物の築造や風致を著しく阻害する施設については、認めていない。

これら堀が埋め立てられた地域も含めて、将来史跡地全体を水堀とすることも考えられるが、以上の条件などを踏まえて、この地域が牛込門から赤坂門に至る江戸城外堀の一面であることを継承するため、史跡内の地形を望む景観を阻害する諸施設などについて、周辺景観への軽減を図り、また史跡整備計画に合わせ、移転を含めた施設更新のあり方などを関係機関で協議する必要がある。

④ 水辺などの利用に対する課題

戦後行政が主導する形で、江戸城外堀や内堀の水面を利用したボート場などが開設され、史跡地には4カ所の水面利用の施設が現存する（193・194頁、図11-2-4参照）。すなわち、牛込濠ボート場は大正10年にボート場・釣り堀として開設、新見附濠釣堀は昭和21年に養魚所として開設、市ヶ谷濠店舗は昭和21年に釣堀・養魚所として開設、弁慶濠ボート場は昭和23年にボート場・養魚・蓮栽培として開設した施設である。これらの施設は、濠浚渫予定のために昭和37年（新見附釣堀は昭和36年）以降占用を認められていないが、現在も使用が続いている。一方、地方分権一括法による法定外公共物の譲与の対象として外濠（国土交通省所管地）があげられ、譲与に伴う東京都と千代田区、港区、新宿区との協議が進められている。その方向性は、今後の史跡の保存と整備に大きく影響する。

水辺からの眺めは、高い土手と広い水面を望む景観としても重要な視点場となり、史跡の活用を含めて親水施設に有効な空間でもあるが、これらの施設は堀を一部埋め立て、栈橋を設置して水面を覆い、また建築物が造られるなど、遺構保存や景観への影響という点からは課題がある。今後、文化財保護法を含めて法令を踏まえたうえで、土地所有者・管理者とともに施設管理者に対して史跡への影響を軽減するための努力を促し、史跡保存との調整を図る。

⑤ 堀の水質浄化

東京の下水道は、明治5年の銀座の火災に際して銀座通りの下水溝が洋風の溝渠に改造され、コレラの大流行に伴い衛生施設の不備から明治16～18年にかけて神田下水が建造された。これは、雨水と汚水を分けた分流式下水であった。これを機に東京での下水改良が本格的に議論され、バルトンの下水道計画を受けて明治22年（1889）に「東京市区改正委員会」で、屎尿は貴重な肥料源であるが、時勢に従い水雪隠の普及が進めば混入を防げないために汚水と雨水を別々に排除する分流式下水で計画することを確認している。その後下水改良事業は進展しなかったが、明治40年に中島鋭治博士による新しい下水道計画案が完成し、同44年から着工された。この計画は、雨水と汚水を同時に流す合流式下水であった。その理由として、道路の狭さや工

事費の安価、管きょ内の堆積物を雨水で押し流すことができることなどを挙げており、当時の下水処理が雑排水で下水の汚濁負荷も低かったことを考慮すると、明治末年の合流式下水の選択はやむを得なかったと言える。

こうして都心の下水は、明治末年からそれまでの開渠下水が合流式の暗渠下水に順次改良されていった。史跡地である江戸城外堀や内堀では、それまで濠へ排出していた下水口などが利用され、現在も降雨量が多いときには雨水と一緒に汚水が流れ込む構造となり、水質汚濁の原因となっている。史跡地に流れてくる流域面積は、新宿区では牛込・市谷南側から四谷にかけて、千代田区では番町や九段にかけての地域で、かなり面積が広いため汚水流入を防止するにも大きな課題である。

以上のような経緯で、年々外堀の水質が悪化している。江戸城の堀は、本来玉川上水の余水を受けて下流に排出する仕組みとなっていたが、近代水道整備の過程で廃止され、水流が確保されていないことにも起因する。これらは、親水空間の維持としても課題が大きく、これらを解決するには、新たな水源の確保、定期的な浚渫や下水口での浄化、堀に汚水を流さない構造に下水道を改良することなど、の対処が考えられるが、有効な対応が見いだせない。近年関係機関によって江戸城内堀の水質向上に向けての討議が続けられてきた経緯もあり、今後も江戸城外堀、内堀の水質向上に向けての協議が必要である。

⑥ 景観の保全

本史跡は、指定地内外に広がる地形を基盤として、全国の大名を動員した天下普請によって人工的に造った堀であり、周辺も含めた立地環境と一体となって存在している。史跡地内はもとより周辺の景観を保全することは、このような史跡の立地環境や歴史的意義を理解するうえで重要である。

現況では、史跡内や史跡に隣接する建物など景観を阻害するものもあり、史跡の本質的価値を保存・継承するうえで課題である。大規模な空間としての外堀、周辺も含め史跡地の立地する地形を認識できるよう配慮した景観形成の計画とするため、本史跡の緩衝区域（バッファゾーン）を設定するなど保全対象とすべき範囲を定めることも今後検討する必要がある。そのためには、関連区の景観計画としての位置づけや、景観法に基づく景観重要樹木、景観重要公共施設の指定、景観地区を活用して、より良い景観を保全することを関係機関、関連部署で協議し、まちづくりの視点からも位置づけることを検討する。

Ⅸ. 保存管理および整備・活用の推進体制

1. 調査研究活動の体制づくりとその成果の蓄積・公開

- ① 江戸城および巨大城下町江戸の価値を伝えるための継続的な調査と、それを支える調査体制整備および連携（学術調査に裏打ちされた史跡の保存と整備活用）
- ② 発掘調査体制の整備・充実およびその公開（展示・情報）の場の充実
- ③ 江戸城を中心とした研究体制の強化（公的調査組織や博物館などとの連携）
- ④ 保存・整備活用計画の策定委員会の設置と事業実施体制づくり

2. 体制の連携強化

本史跡は、関連する様々な法的規制の存在とともに土地利用のあり方も多様である。本史跡の文化財的価値や自然環境を保全していくには、保存と開発の相反する課題を調整しなければならない。そのため、様々な形態の土地利用にも配慮しながら、土地所有者や地域住民に対して、文化財としての価値について理解を得て保存、整備、活用を行わなければならない。

また、史跡の整備や利活用については、行政機関は、関連部署の連携のもとに多様な保存、整備活用の方法を検討するとともに、大学や企業などと協働し、調査研究活動や公開講座などを通して、市民への理解を深める。

- ① それぞれの土地所有者などが史跡として適正な保存管理を行うとともに、行政機関は所有者などと十分な意思疎通を図りながら調整を行う。
- ② 行政機関は、関連部署の連携とともに、区域を超えて調整を図る。
- ③ 市民の積極的な参加を促し、行政機関は市民などへの支援などを図る。
- ④ 行政機関と大学・企業などとの連携を図る。
- ⑤ 本保存管理計画策定後も千代田区・港区・新宿区による本史跡の保存・整備活用、景観などに関わる検討を行う組織体制を組織し、江戸城外堀跡の保存、整備活用を推進する。